

19	学校いじめ防止基本方針の状況	策定した学校の割合	—	—	100%	100%	100%	100%
		取組検証した学校の割合(H27以降)	—	—	—	(小)73.3% (中)70.2%	(小)80% (中)70%	100%

(※1)全国学力・学習状況調査では該当の質問項目がなかったためデータなし

## ① 道徳教育や人権教育の充実

- ・児童生徒の豊かな心の育成、規範意識の向上に向けて、道徳教育の充実を図ります。
- ・小、中学校では、学校、家庭、地域社会の相互の連携を生かした一体的な道徳教育を目指します。
- ・自分を大切にするとともに、他の人の大切さを認めて行動できる児童生徒の育成を図ります。
- ・各教科等の指導を通じて、児童生徒が本来持っている能力を発揮し、人権尊重の社会づくりの担い手として成長していくことを目指します。

### ＜平成28年度関連事業＞

事業・取組名	担当課	区分	事業・取組内容
道徳教育推進事業	小中学校課	重点	規範意識やいのちを大切にすること、思いやりや夢や希望を大切にすることなど、子どもの豊かな心を育成するために、道徳教育指導力向上研修や指定校による実践研究等を実施し、道徳の時間及び道徳の時間を要とする全教育活動における道徳教育の指導の充実を図る。
学校人権教育振興事業	人権教育課		学校における人権教育の推進・充実のため、人権教育主任等を対象とした研修会の開催や、学校への指導・助言を行う。
人権教育実践事業	人権教育課		人権意識を効果的に育成するための学校・地域における指導方法等の在り方について、研究指定校・地域で実践的な研究を行い、その成果を全県に普及する。
県立学校人権教育推進支援事業	人権教育課		児童生徒に人権尊重の社会づくりの担い手としての自覚を育てる取組を重視し、人権尊重の視点に立った学校づくりを目指す中で、各学校の課題解決に即した事業に対する支援を実施する。
指導者の指導力向上	西部教育局		市町村教育委員会及び県立学校と連携し学校及び社会教育における指導者の指導力の向上を図る。幼保小中高特別支援学校における人権教育の確立のための連携を強化。地域の多様な住民意識に対応した人権教育を推進
とっとりユニバーサルデザイン推進事業	人権・同和対策課(知事部局)	重点	児童・生徒を対象として学校でUD(ユニバーサルデザイン)出前授業を実施する。企業や地域の方を対象に企業や公民館等でUD出前講座を実施する。青少年社会教育施設等でその利用者を対象としたUD体験学習を実施する。学校、企業、地域等でカラーUDの理解を促進するための出前講座等を実施する。【再掲1(3)②】
拉致問題人権学習会	人権・同和対策課(知事部局)	重点	北朝鮮当局による拉致問題について広く県民に理解を深めていただくため、学校や地域と連携・協力し、拉致被害者の家族の方を講師とする拉致問題人権学習会を実施する。【再掲1(3)②】
県民等との協働による人権啓発活動	人権・同和対策課(知事部局)		障がい者スポーツ団体と連携して、学生を対象にした障がい者スポーツ(車いすバスケット)体験教室(出前講座)を実施する。【再掲1(3)②】

### ＜平成28年度における取組の点検・評価＞

※上記事業のうち、「平成28年度アクションプラン重点事業」に指定された事業を主に評価を行った。

取組評価	A(予定以上)	B(予定どおり)	C(やや遅れ)	D(大幅遅れ)
評価理由	<p>＜道徳教育推進事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究指定校において改正学習指導要領の趣旨を踏まえ実施計画に基づいた道徳教育が推進され、全県に研究内容の還元が図られている。</li> </ul> <p>＜とっとりユニバーサルデザイン推進事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取組により予想以上に授業の実施希望する学校が増え、県内の各学校にUDが認知されたことで「UD=人権」に位置づけられたと思う。</li> </ul> <p>＜拉致問題人権学習会＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出前授業及び出前講座を実施、拉致問題について関心を持ち理解していただくとともに、解決に向けた機運を盛り上げることができた。</li> </ul> <p>以上のことから、本施策項目の平成28年度の進捗状況は「B(予定どおり)」と判断する。</p> <p>＜Plan＞平成28年度の取組</p> <p>＜道徳教育推進事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究指定校(1小学校、3中学校)において、「考え、議論する道徳」へと質的変換を図るため、実施計画に基づき実践が進められた。</li> </ul> <p>＜とっとりユニバーサルデザイン推進事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年度より取組が始まった出前授業が、当初、8校の実施であったが、平成27年度より完全実施を目標に掲げ取り組んだ結果32校の実施、平成28年度は更に44校に増えた。また、「人権ひろば21ふらっと」で児童を対象とした夏休みUD体験学習を実施した。</li> </ul> <p>＜拉致問題人権学習会＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・拉致問題人権学習会、及び拉致被害者の早期救出を求める署名活動への協力。</li> </ul> <p>＜Do＞成果</p> <p>＜道徳教育推進事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究指定校において実践研究が進められた成果を、2月の道徳教育パワーアップ研究協議会において発表し、研究の成果を全県に広めた。</li> </ul> <p>＜とっとりユニバーサルデザイン推進事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施校の増加に表れているとおり各学校が「すべての人にやさしいユニバーサルデザイン」「心のユニバーサルデザイン」など人権教育の一つと捉</li> </ul>			

えていると感じた。UD 体験学習では UD 製品（はさみ、のり等）使って工作をし UD の考え方などを伝えることができた。

**<拉致問題人権学習会>**

- ・出前授業、出前講座を実施し、拉致問題について理解をしていただき、解決に向けた機運を盛り上げることができた。また出前授業を行ったある学校においては、生徒が学習会で学んだことを人権劇や講演会でメッセージ発表をするなど理解促進に繋がった。

**<Check> 課題**

**<道徳教育推進事業>**

- ・パワーアップ研究協議会の参加者を増やし、成果をより広く全県に還元。

**<とっとりユニバーサルデザイン推進事業>**

- ・今後も多くの学校から授業の実施希望が予想されることから、UD 推進専門員の勤務日数を増やすことなど、実施希望に応えるための体制づくりを図り計画的に実施していく必要がある。

**<拉致問題人権学習会>**

- ・拉致問題に対して一人でも多くの県民に関心を持っていただき、早期解決を願う気運を醸成することが必要。

**<Action> 今後の取組**

**<道徳教育推進事業>**

- ・従来の研究推進地域との連携を深めるとともに、新たな研究推進地域との支援体制の構築。

**<とっとりユニバーサルデザイン推進事業>**

- ・今後も UD の認知度向上のため、授業内容の充実など、更なる取り組みを図っていく必要があると思う。

**<拉致問題人権学習会>**

- ・拉致問題解決には、幅広い国民各層の理解と支持が不可欠であり、教育振興基本計画においても学校・家庭・地域等、社会全体で人権教育への取組を推進していることから、引き続き、県民（児童生徒含む）を対象とした拉致問題人権学習会を実施する。

**<有職者の意見>**

**<道徳教育推進事業>**

- ・全国的な動きだが、中学校では平成 31 年には教科となる。市町村との調整になると思うが、平成 31 年には鳥取市で道徳教育の全国大会があることから、今、その指導力の向上に向け取り組もうとしているところ。教科書の選定もあるので、統一した指導のあり方について教育課程研以外にも機会をもっていただくとありがたい。

**<人権教育実践事業>**

- ・参加型の人権学習では、特定の生徒同士ではなく、自分の意見をふりかえるチャンスとなる。知識や経験も身につけ、将来にわたり、問題を解決しながら生き抜いていく力にもなる。今後も実施率が 100%に近づいていくよう、指導法の普及に努めていただきたい。

**② いじめ問題等への取組**

- ・児童生徒同士が認め合う中で、自らいじめの未然防止や解決を図ることができるよう、児童生徒の社会性や問題解決能力の育成、自主的な活動を支援する取組を推進します。
- ・体罰による指導を根絶し、子どもたちが安心して悩みを相談できる体制を整えます。
- ・いじめの問題に対する教職員の認識を高め、警察等関係機関との連携や専門家の活用など、問題に適切かつ迅速に対応できる体制を整えます。

**<平成 28 年度関連事業>** ※「区分」欄の番号は「鳥取県の『教育に関する大綱』（第二編『平成 28 年度重点取組施策』）の項目

事業・取組名	担当課	区分	事業・取組内容
情報モラル教育推進事業	小中学校課	重点 1-⑥	小中学校における情報モラル教育の推進について、情報教育サポーター、鳥取県 ICT 活用教育推進協働コンソーシアムと連携してモデル的に取り組み、その成果を全県に普及する。
いじめ防止対策推進事業	いじめ・不登校総合 対策センター	重点 3-①	平成 25 年 9 月に「いじめ防止対策推進法」が施行されたことを踏まえ「鳥取県いじめ問題対策連絡協議会」を開催、関係機関等と連携を図りながらいじめ対策に取組み、引き続き相談窓口の充実を努める。解決が難しいいじめ問題について専門家・機関に参加を求めサポートチームを編成し解決にあたる学校を支援するよう「子どもの悩みサポートチーム支援事業」を実施する。
明日へつなぐ心のキャンペーン事業 2016～子どもたちが取り組むいじめの対策～	いじめ・不登校総合 対策センター	3-①	各学校で児童生徒の自主的な取組によりいじめの未然防止が推進されるようオリジナル缶バッジの製作、いじめ問題・仲間づくりについて考える作品の作成を呼びかける。作品はカレンダーに加工し県内の学校に配布、啓発する。学校の取組を発表する場としてシンポジウムを開催。
教育相談事業費	いじめ・不登校総合 対策センター		幼児児童生徒等の教育上の様々な課題に関する保護者、本人、学校・園関係者等からの相談について、指導主事、相談員及び専門指導員が応じ個別のニーズに応じた支援・指導を行う。また特にニーズが高まっている医療機関への相談に対応するため専門医による教育相談を行う。
学校教育支援事業	教育センター		指導主事等派遣事業、スーパーバイザー派遣事業などにより学校を訪問して研修を実施する。
教職員研修費 (生徒指導に係る研修)	教育センター		基本研修、職務研修及び専門研修をとおり、いじめの未然防止や対応に係る研修の充実を図る。
未来につなぐ高校生活支援事業 (いじめ問題支援事業)	高等学校課		学校でのいじめや不登校が全国的に問題になっており、初期段階でその兆候を見つける「未然防止」及び「早期発見・早期対応」が求められている。そのために、心理検査の実施により、学校内での人間関係を客観的に把握し、生徒一人ひとりへの適切な対応を図る。

スクールカウンセラーの配置	いじめ・不登校総合対策センター 高等学校課 特別支援教育課		不登校や問題行動などの改善を図るため、中学校・高等学校・特別支援学校に臨床心理士等をスクールカウンセラーとして配置する。 ※高等学校は、教育相談員を含めて全校配置、特別支援学校は全校配置
スクールソーシャルワーカーの配置	いじめ・不登校総合対策センター 高等学校課 特別支援教育課	重点 3②	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため社会福祉士等をスクールソーシャルワーカーとして配置、複雑化する家庭環境を背景にした児童生徒が抱える問題への対応充実を図るとともに県において関係者との連絡協議会や育成研修を実施し事業の充実を図る。スーパーバイザーを設置し、スクールソーシャルワーカーに適切な支援を行う。
地域と共に創るとっとり人権教育事業	人権教育課	重点 3①	学校・家庭・地域が一丸となっていじめの防止等のための効果的な研究実践を行い、その成果を人権教育プログラム集として県内に普及させる。
生徒指導の支援（いじめ、不登校、問題行動等）	各教育局	重点	○東部教育局：市町教育委員会と連携し、学校の課題把握と助言を行う。生徒指導に係る市町教育委員会訪問、学校訪問、情報発信、研修会を実施する。 ○中部教育局：研修や広報誌等を活用し生徒指導に関する情報提供を行う。各市町教育委員会や各校のいじめ防止対策基本方針の適切な運用を働きかける。SCとの連絡調整を図り、有効な活用を促進する。 ○西部教育局：市町教育委員会と連携して生徒指導上の学校課題についての把握、分析を行い、改善に向けての取組を共に推進する。
いじめ問題対策事業	教育・学術振興課 (知事部局)		私立中学・高等学校での心理検査（hyper-QU）の実施と活用を研修と助成により支援することで、私立学校におけるいじめの早期発見と生徒へのきめ細やかな指導に役立て、いじめの解消に繋げる。【再掲2(8)③】
こどもいじめ人権相談	人権・同和対策課 (知事部局)	重点	「こどもいじめ人権相談窓口」において、県内の学校におけるいじめが原因と考えられる児童・生徒及び保護者からの相談に対応し、問題の解決に向けた支援を行う。
鳥取県いじめ問題検証委員会運営事業	人権・同和対策課 (知事部局)	重点	県内学校におけるいじめが原因と考えられる児童・生徒の重大な事故に関し学校・教育委員会以外の第三者的な視点から事実関係の調査・検証を行うため、「鳥取県いじめ問題検証委員会」を設置する。

### ＜平成28年度における取組の点検・評価＞

上記事業のうち、「平成28年度アクションプラン重点事業」、「鳥取県の『教育に関する大綱』（第二編『平成28年度重点取組施策』）」に関連する主な事業に指定された事業を主に評価を行った。

取組評価	A (予定以上)	B (予定どおり)	C (やや遅れ)	D (大幅遅れ)
評価理由				
<p>＜情報モラル教育推進事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施中学校区では情報モラル教育推進の取組を行ったが、3中学校区をモデル校区に指定する予定が1中学校区のみの実施となった。</li> </ul> <p>＜いじめ防止対策推進事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電話、メールによる24時間体制のいじめ相談、相談窓口周知のためのクリアファイル配布、連絡協議会の開催等予定通り進んでいる。</li> <li>教育相談や教育相談会を実施し、多くの相談ニーズに対応できた。</li> <li>いじめをテーマとした教育相談専門研修を開催し、いじめのメカニズムや大人のより良い関わり方について広めることができた。</li> </ul> <p>＜明日へつなぐ心のキャンペーン事業2016～子どもたちが取り組むいじめの対策～＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「こども未来フォーラム」開催、オリジナル缶バッジデザイン募集、カレンダーの作成・配布等、ほぼ計どおりに実施することができた。</li> </ul> <p>＜スクールソーシャルワーカーの配置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援教育課：県内3名のスクールソーシャルワーカーを配置し、各圏域の実情に応じた取組を進めることができた。</li> <li>いじめ・不登校総合対策センター：スーパーバイザーの配置、連絡協議会の開催、市町村の配置拡充及び巡回訪問等、ほぼ計画どおりに実施できた。県のSSW活用事業スーパーバイザーを配置し事業実施自治体へのスーパーバイズ体制を整えることができ、平成28年度は14市町が事業実施（新規3町）し平成29年度は新たに4町村が事業実施を計画、18市町村にSSWが配置される予定である。国のSSW活用事業に係る有識者の第一人者である大阪府立大学の山野則子氏を中心となり活動している「SSWのあり方研究会」が開発した「効果的なSSWプログラム」を鳥取県のSSW活用事業のスタンダードとして示し、事業の効果的な取組を推進することができた。</li> <li>高等学校課：スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置により、生徒の相談体制の充実を図っている。</li> </ul> <p>＜地域と共に創るとっとり人権教育事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校教育、社会教育共にプログラムの開発・実践を行い、好評を得るとともに、プログラムの改良・充実の見通しを持つことができた。</li> </ul> <p>＜生徒指導の支援（いじめ、不登校、問題行動等）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東部教育局：いじめの未然防止や初期対応について、研修会や校長会で具体事例を交えて発信し生徒指導担当者や管理職に未然防止の重要性をより意識してもらうことができた。月例報告を基にして状況を分析し、定期的に市町教育委員会と情報交換を行ったり連絡協議会で協議を行ったりし、情報共有を行うことができた。</li> <li>中部教育局：校長会などで、いじめ防止基本方針の運用を働きかけた。各校で、未然防止に向けた取組が進み、いじめの積極的な認知もなされるようになった。</li> <li>西部教育局：生徒指導情報交換会を2回実施し、生徒指導上喫緊の課題となる事項について、対応策について検討を行った。</li> </ul> <p>＜こどもいじめ人権相談＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>24時間体制でいじめ相談窓口による相談を受け、必要な助言等を行っている。</li> </ul>				

### <鳥取県いじめ問題検証委員会運営事業>

- ・設置実績はないが、条例等の整備を行なっている。

「情報モラル教育推進事業」では進捗の遅れが見られるものの、他の事業についてはほぼ予定どおりの進捗となっているため、本施策項目の平成28年度の進捗状況は「B（予定どおり）」と判断する。

### <Plan> 平成28年度の取組

#### <情報モラル教育推進事業>

○1 中学校区において、情報教育サポーターや外部講師等を活用し、情報モラル教育の推進に向けた取組を実施

- ・授業研究会及び公開研究会の開催（7月、10月）
- ・人権教育参観日での外部講師による講演会の開催（10月、11月）
- ・小中9年間を見通したモデルカリキュラムの作成
- ・小学校5、6年生及び全中学生とその保護者対象のアンケートの実施（年2回）

#### <いじめ防止対策推進事業>

- ・鳥取県いじめ問題対策連絡協議会を7月、11月、2月に開催した。「子どもの悩みサポートチーム支援事業」を実施、解決が難しいいじめ問題に対して外部専門家を活用して解決にあたる学校を支援した。電話・メールによる相談を24時間実施した。相談窓口を周知するためにクリアファイルを作成し、県内の小・中・高等・特別支援学校の全児童生徒に配布した。

#### <明日へつなぐ心のキャンペーン事業2016～子どもたちが取り組むいじめの対策～>

- ・いじめ防止や仲間づくりを啓発するオリジナル缶バッジデザインの募集を行った。入賞作品を掲載したカレンダーを作成し、県内全ての小・中・高等学校、特別支援学校に各学級掲示用として配布した。ヴィレステひえず（西伯郡日吉津村）で「こども未来フォーラム」を開催し、西部地区2校のいじめの未然防止に向けた学校での取組発表、教育講演会、パネルディスカッションを行った。1年間を通して、いじめの未然防止や仲間を大切にする気持ちを共有する缶バッジを制作するキットを学校に貸し出し、18校で利用があった。

#### <スクールソーシャルワーカーの配置>

- ・特別支援教育課：白兎・倉吉・県立米子養護学校にスクールソーシャルワーカーを配置した。
- ・いじめ・不登校総合対策センター：県のSSW活用事業スーパーバイザーをいじめ・不登校総合対策センターに配置し、対応困難なケースへの対応や事業担当者及びSSWに対するスーパーバイズ体制を整えた。連絡協議会を年2回（6月・11月）開催、大阪府立大学の山野則子教授を招き国の最新動向と専門的な知見から多くの示唆を受けた。鳥取県中部地震後の11月に開催した第2回連絡協議会では「災害時にSSWに期待される動き」についての研修を行った。SSW育成研修を3日間（6講座）開催した。今年度は現任のSSW、指導主事、管理職、教育相談担当教諭（又は教護教諭）等についても参加対象として開催を広く呼びかけたところ、50名の参加があった。平成28年度に事業実施している14市町への巡回訪問を実施した。県立学校にSSWを配置している高等学校課、特別支援教育課、教育学術振興課の担当者と、担当者連絡会議を開催して、相互の連絡体制と情報交換の機会を整えた。
- ・高等学校課：定時制高校等へのスクールソーシャルワーカーの配置（4人：東部2人、中部1人、西部2人）。人材確保難の打開策として、スクールソーシャルワーク業務の法人委託を試験実施。（西部地区）。

#### <地域と共に創るとっとり人権教育事業>

- ・学校教育、社会教育共にプログラムの開発・実践を行った。

#### <生徒指導の支援（いじめ、不登校、問題行動等）>

- ・東部教育局：校長会、生徒指導主事研修会等で適切ないじめの認知について情報発信した。また市町教育委員会との情報交換を行った。
- ・中部教育局：校長会や各種研修会において、いじめの未然防止のために、いじめ防止基本方針の運用について働きかけた。
- ・西部教育局：校長会通信を通して、早期発見、早期対応の重要性について情報発信を行った。生徒指導情報交換会を行い、喫緊の課題となる不登校等の対策について協議した。

#### <こどもいじめ人権相談>

- ・こどもいじめ人権相談窓口を24時間設置（時間外の委託を含む）し、対応を行っている。

#### <鳥取県いじめ問題検証委員会運営事業>

- ・鳥取県内におけるいじめが原因と考えられる児童・生徒の重大な事故等に関し、学校・教育委員会以外の第三者の視点から事実関係の調査・検証を行う「鳥取県いじめ問題検証委員会」を設置・運営する制度（予算）の整備を行っている。

### <Do> 成果

#### <情報モラル教育推進事業>

- ・情報モラル教育の推進に向けて、情報教育サポーターや外部講師を活用した校内研究や講演会等を通じて、教員の情報モラル教育の指導力向上が図られるとともに、児童生徒・保護者への指導・啓発につながった。

#### <いじめ防止対策推進事業>

- ・連絡協議会開催により各関係機関のいじめ問題への対応や対策について幅広く情報を共有することができた。電話・メール相談の実施で児童生徒や保護者からのいじめについての相談に対応し学校等と連携を取ることで、解決策について具体的な支援を行うことができた。クリアファイル配布により相談窓口を周知することによって、相談件数が増加した。本県の重点課題であるいじめや不登校についての専門研修を実施し、児童生徒への基本的な理解やよりよい関わり方の理解を広めることができた。

#### <明日へつなぐ心のキャンペーン事業2016～子どもたちが取り組むいじめの対策～>

- ・オリジナル缶バッジデザインコンクールにはおよそ1,400点の応募があった。家庭、学校、学級等様々な単位での応募があり、子どもたちが自らいじめ問題について考えるきっかけとなった。「こども未来フォーラム」では小・中学生から年記者まで幅広い年代の様々な立場の参加者があり、子どもたちの発信するメッセージや教育講演会によりいじめ問題への理解を深めることができた。缶バッジ制作については、総合学習、人権週間

の取組、縦割り班活動、委員会活動、全校あるいは学級での仲間づくりの取組など様々な視点で利用があり継続した取組を行っている学校もある。

#### <スクールソーシャルワーカーの配置>

- ・特別支援教育課：いじめ・不登校総合対策センターと連携しながら、各圏域において児童生徒を取り巻く環境への働きかけを行った。
- ・いじめ・不登校総合対策センター：市町村のSSW活用事業の新規実施及び事業拡充が促進した。SSW及び指導主事を対象とした研修を実施し災害時のSSWの活用やSSWの動きについて理解が図れた。育成研修参加者の中から平成29年度は3名がSSWとして勤務することになった（平成27年度以降12名がSSWとして勤務）。巡回訪問により事業実施している各自治体の課題やそれに対する戦略、成果、課題について、情報交換を行った。県立学校配置のSSWに対して、対応困難なケースへのスーパーバイズを行うことができた。
- ・高等学校課：不登校に陥りやすい生徒の早期発見、早期対応につながっている。

#### <地域と共に創るとっとり人権教育事業>

- ・学校教育、社会教育共にプログラムの開発・実践を通して指導者の力量を向上させることができた。

#### <生徒指導の支援（いじめ、不登校、問題行動等）>

- ・東部教育局：適切ないじめの認知と組織的な初期対応について具体的事案をもとに情報発信することで学校としての組織対応や迅速な初期対応につなげることができた。月例報告を基に情報交換し、喫緊の課題について情報共有した。事後も継続的な支援を促した。
- ・中部教育局：各校で、未然防止に向けた取組が進み、いじめの積極的な認知もなされるようになった。
- ・西部教育局：研修の実施後のアンケートや学校訪問時の聞き取り等から、問題行動等の初期対応についての理解が深まり、校内や校区、外部機関との連携が進み、チームで対応する意識が高まってきている。

#### <こどもいじめ人権相談>

- ・相談件数（2月末現在） 52件

#### <鳥取県いじめ問題検証委員会運営事業>

- ・H29.3月末現在で設置事例はない。

#### <Check> 課題

##### <情報モラル教育推進事業>

- ・校内授業研究会やモデルカリキュラムの作成等、中学校区の体制づくり中心に行ったため、取組を全県に普及できなかった。

##### <いじめ防止対策推進事業>

- ・いじめ防止に関する学校の取組をさらに支援する。

##### <明日へつなぐ心のキャンペーン事業2016～子どもたちが取り組むいじめの対策～>

- ・いじめ防止に関する学校の取組をさらに支援する。また、児童生徒が主体的に考え行動するきっかけとなるようなフォーラムの発表、参加を工夫するとともに、市町村教育委員会とも連携した取組とする。

#### <スクールソーシャルワーカーの配置>

- ・特別支援教育課：スクールソーシャルワーカーの人材確保及び養成が必要である。
- ・いじめ・不登校総合対策センター：人材不足（SSWとしての適当な者が見つからない）、SSWの雇用条件が厳しいといった現状がある。平成31年度までに全19市町村にSSWを配置する。
- ・高等学校課：スクールソーシャルワーカーの人材確保及び有効活用。

#### <地域と共に創るとっとり人権教育事業>

- ・学校教育、社会教育共にプログラムの一層の改良・充実に努める必要がある。

#### <生徒指導の支援（いじめ、不登校、問題行動等）>

- ・東部教育局：現在のいじめの定義に基づいたいじめ認知の周知といじめ防止基本方針に則った適切な学校対応。
- ・中部教育局：いじめの認知について、学校間の差が見られる。学校によっては、児童生徒や保護者の思いに沿った対応がなされず、市町教育委員会や県教育委員会に相談が入るケースが見られる。
- ・西部教育局：不登校の未然防止にかかる取組と保幼小中連携の充実に課題がある。

#### <こどもいじめ人権相談>

- ・こどもいじめ相談窓口のさらなる周知をする必要がある。また、教育委員会をはじめとする関係機関との連携強化を図る必要がある。さらに、相談員のスキルアップを引き続き図る必要がある。

#### <鳥取県いじめ問題検証委員会運営事業>

- ・委員会の設置が必要になった場合への周知準備。

#### <Action> 今後の取組

##### <情報モラル教育推進事業>

- ・今年度作成したモデルカリキュラムを基に授業を実施する。
- ・授業公開やモデルカリキュラム、実践事例集等を県教育委員会のHIPで公開する等、モデル中学校区の取組を全県に普及する。

##### <いじめ防止対策推進事業>

- ・いじめ問題連絡協議会開催によりいじめ問題に対する学校等が取組むべき方向性を協議する。電話・メールによる24時間の相談体制を継続し相談窓口の周知を図る。いじめが原因と考えられる児童生徒の重大な事案に関し調査・検証を行うための調査委員会を常設する。

##### <明日へつなぐ心のキャンペーン事業2016～子どもたちが取り組むいじめの対策～>

- ・「こども未来フォーラム」「いじめ問題や仲間づくりを考える作品コンクール」「缶バッジ制作キットの貸し出し」は次年度も継続して行い、学校の取組を支援する。

**<スクールソーシャルワーカーの配置>**

- ・特別支援教育課：いじめ・不登校総合対策センターと連携した取組を検討する。
- ・いじめ・不登校総合対策センター：スーパーバイザーの時間数増により、事業実施自治体へのスーパーバイズはもちろん、知事部局や福祉機関との関係性の構築を図る。育成研修の開催を関係諸機関や福祉部局にも広く周知して、社会福祉士や精神保健福祉士等の有資格者の参加を呼びかける。スーパーバイザーと協働して、SSW 活用事業の先進的な取組を行っている自治体の取組を紹介したり、医療や福祉の専門的な内容を育成研修の講座に取り入れたりしながら、SSW の質の向上を図り、雇用条件の改善を目指す。平成 29 年度にも SSW の配置の予定がない自治体への事業実施に向けたスーパーバイズを行う。
- ・高等学校課：スクールソーシャルワーカーと教職員の一層の連携。

**<地域と共に創るとっとり人権教育事業>**

- ・プログラムの一層の改良・充実に努めるとともに、研究成果の効果的な普及に努める。

**<生徒指導の支援（いじめ、不登校、問題行動等）>**

- ・東部教育局：いじめ放置ゼロを目指す学校の取組を支援していく。児童生徒が主体となった活動事例（生徒会活動、缶バッジ作成など）を通信などで継続して発信する。
- ・中部教育局：継続的にいじめ防止基本方針の適切な運用を働きかける。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携を促し、チームとして対応がなされるようにする。
- ・西部教育局：校長会や生徒指導部会における情報発信を積極的に行う。生徒指導担当教員を対象とした研修を実施し、包括的なコーディネート力を身につけることで、チーム学校として問題行動等に組織的に対応できるようにする。

**<こどもいじめ人権相談>**

- ・こどもいじめ人権相談窓口の周知。関係機関との連携強化。相談員の研修。
- ・窓口周知については、現在も教育広報紙「夢ひろば」年度はじめ号に、相談窓口一覧として掲載しており、また、毎年相談窓口周知のカードやクリアファイルを県内の全児童生徒に配布している。今後も関係機関と連携し、こういった取組の中で周知を図りたい。また、定期的を実施する情報交換会等で、知事部局、教育委員会、警察、法務局等との連携を深め、横の繋がり、連絡体制を確認することで、迅速な対応に努めていきたい。

**<鳥取県いじめ問題検証委員会運営事業>**

- ・委員会運営等の研究。委員候補者等関係者との連携強化。

**<<有識者の意見>>**

**<いじめ防止基本方針の検証>**

- ・策定後三年が経過している。策定時の指導や策定内容の具体的な指導が学校任せとなっている状況である。検証の率だけが問題ではなく、検証の中身が問題であると考え。検証の視点を人権教育主任等で指導していただけるとありがたい。

**<スクールカウンセラーの配置>**

- ・今や、スクールカウンセラーの専門性や日常の相談活動は不可欠である。会は多くなるが、勤務日以外にもタイムリーな対応により未然に重大事案を防ぐ必要がある。今は勤務日にあわせて会を持っているので、これを改善していくことが急がれる。

**<スクールソーシャルワーカーの配置>**

- ・スクールソーシャルワーカーの専門性向上を期待したい。
- ・白兎養護学校、倉吉養護学校、県立米子養護学校にスクールソーシャルワーカーが配置されたことで、学校支援は充実してきている。しかし、スクールソーシャルワーカーの力量にかなりの差があり、中には安心して依頼ができない学校もある。研修会や情報交換会等を一層進めながら、スクールソーシャルワーカーの力量を向上させていきたい。

**<こどもいじめ人権相談>**

- ・24 時間体制のこどもいじめ人権相談窓口の相談件数が、2 月末現在で 52 件ということだが、いじめで悩んでいる全ての人が窓口の存在を知っていることが重要である。

**③ 不登校ゼロへの取組**

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの配置を進め、子どもを取り巻く環境への働きかけ等を通して、いじめ、不登校、中途退学などの生徒指導上の諸問題の未然防止、早期対応に向けた取組を強化します。

**<<平成 28 年度関連事業>>** ※「区分」欄の番号は「鳥取県の『教育に関する大綱』（第二編『平成 28 年度重点取組施策』）」の項目

事業・取組名	担当課	区分	事業・取組内容
不登校対策事業	いじめ・不登校総合対策センター	3②	不登校児童生徒への継続した支援のため、市町村設置の教育支援センターに対する不登校対応ネットワーク構築支援、小学校への「学校生活適応支援員」配置、中学校へのスクールカウンセラー配置や資質向上に係る研修会等を実施、不登校の未然防止や不登校状態の児童生徒について一人でも多くの学校復帰をめざす。重大な事故等が発生した場合に備え、臨床心理士等を派遣できる体制を整備する。
高等学校等における不登校（傾向）生徒等支援事業	いじめ・不登校総合対策センター		高等学校等における不登校（傾向）生徒や概ね 20 歳までのひきこもりの青少年を対象に、教育相談（本人・保護者・家族）・社会性育成のトレーニング・学習支援・就労支援等を行い、学校復帰や社会参加に向けて支援する。
教育相談事業費	いじめ・不登校総合対策センター		幼児児童生徒等の教育上の様々な課題に関する保護者、本人、学校・園関係者等からの相談について、指導主事、相談員及び専門指導員が応じ、個別のニーズに応じた支援・指導を行う。また、特にニーズが高まっている医療

			機関への相談に対応するため、専門医による教育相談を行う。【再掲 2(8)②】
スクールカウンセラーの配置	いじめ・不登校総合対策センター 高等学校課 特別支援教育課		不登校や問題行動などの改善を図るため、中学校・高等学校・特別支援学校に臨床心理士等をスクールカウンセラーとして配置する。【再掲 2(8)②】 ※高等学校は、教育相談員を含めて全校配置、特別支援学校は全校配置
スクールソーシャルワーカーの配置	いじめ・不登校総合対策センター 高等学校課 特別支援教育課	重点 3②	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、社会福祉士等をスクールソーシャルワーカーとして配置し、複雑化する家庭環境を背景にした児童生徒が抱える問題への対応充実を図るとともに、県において関係者との連絡協議会や育成研修を実施し、事業の充実を図る。また、スーパーバイザーを設置し、スクールソーシャルワーカーに適切な支援を行う。【再掲 2(8)②】
生徒指導の支援 (いじめ、不登校、問題行動等)	各教育局	重点	○東部教育局：市町教育委員会と連携し、学校の課題把握と助言を行う。生徒指導に係る市町教育委員会訪問、学校訪問、情報発信、研修会を実施する。 ○中部教育局：不登校に関する情報提供を研修や広報誌等を活用して行う。SC、SSW との連絡調整を図り、有効な活用を促進する。 ○西部教育局：市町教育委員会と連携して生徒指導上の学校課題についての把握、分析を行い、改善に向けての取組を共に推進する。【再掲 2(8)②】
ハートフルキャンプ in 船上山	船上山少年自然の家	重点	県内小中学校の不登校傾向児童生徒、保護者、指導者 20 名を対象に、船上山や近隣の農家で自然や動物、人とのふれあいを通して心をリフレッシュさせ、学校復帰を図る。
だいせんキャンプ	大山青年の家	重点	不登校生徒を対象に自然体験活動・宿泊体験等を提供し自己決定・自己責任等の体験を通して本人の成長を図る。
不登校児童生徒活動支援	船上山少年自然の家 大山青年の家	重点	年間随時、自然体験活動等のアクティビティと場所を提供する。
いじめ問題対策事業	教育・学術振興課		私立中学・高等学校での心理検査 (hyper-QU) の実施と活用を研修と助成により支援することで、私立学校におけるいじめの早期発見と生徒へのきめ細やかな指導に役立て、いじめの解消に繋げる。
フリースクール連携推進事業	教育・学術振興課		県内において私立学校等の民間事業者が鳥取県教育委員会の「不登校児童生徒を指導する民間施設のガイドライン」に沿ってフリースクールを設置運営する場合にその経費の一部を助成する。

### ＜平成 28 年度における取組の点検・評価＞

上記事業のうち、「平成 28 年度アクションプラン重点事業」、「鳥取県の『教育に関する大綱』（第二編『平成 28 年度重点取組施策』）」に関連する主な事業」に指定された事業を主に評価を行った。

取 組 評 価	A (予定以上)	B (予定どおり)	C (やや遅れ)	D (大幅遅れ)
---------	----------	-----------	----------	----------

### 評 価 理 由

#### ＜不登校対策事業＞

- ・不登校（傾向）生徒支援、相談について、ほぼ計画通り実施できた。
- ・不登校出現率が上昇している状況を踏まえ、未然防止・早期対応等に向けて、教職員の指導力、対応力を高める取組が引き続き必要。

#### ＜スクールソーシャルワーカーの配置＞

- ・特別支援教育課：県内 3 名のスクールソーシャルワーカーを配置し、各圏域の実情に応じた取組を進めることができた。
- ・いじめ・不登校総合対策センター：スーパーバイザーの配置、連絡協議会の開催、市町村の配置拡充及び巡回訪問等ほぼ計画どおり実施できた。県の SSW 活用事業スーパーバイザーを配置し事業実施自治体へのスーパーバイズ体制を整えることができ、平成 28 年度は 14 市町が事業実施（新規 3 町）、平成 29 年度は新たに 4 町村が事業実施を計画し 18 市町村に SSW が配置される予定である。国の SSW 活用事業に係る有識者の第一人者である大阪府立大学の山野則子氏を中心となって活動している「SSW のあり方研究会」が開発した「効果的な SSW プログラム」を鳥取県の SSW 活用事業のスタンダードとして示し、事業の効果的な取組を推進することができた。
- ・高等学校課：スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置により、生徒の相談体制の充実を図っている。

#### ＜生徒指導の支援（いじめ、不登校、問題行動等）＞

- ・東部教育局：いじめの未然防止や初期対応について、研修会や校長会で具体事例を交えて発信し、生徒指導担当者や管理職に未然防止の重要性をより意識してもらうことができた。また、月例報告を基にして状況を分析し、定期的に市町教育委員会と情報交換を行ったり連絡協議会で協議を行ったりし、情報共有を行うことができた。
- ・中部教育局：校長会などで、いじめ防止基本方針の運用を働きかけた。各校で、未然防止に向けた取組が進み、いじめの積極的な認知もなされるようになった。
- ・西部教育局：生徒指導情報交換会を 2 回実施し、生徒指導上喫緊の課題となる事項について、対応策について検討を行った。

#### ＜ハートフルキャンプ in 船上山＞

- ・今年で 4 回目の実施となるが、今年も活動の工夫改善をしながら実施することができた。

#### ＜だいせんキャンプ＞

- ・課題はあるものの、予定通り実施でき成果があった。

#### ＜不登校児童生徒活動支援＞

- ・船上山少年自然の家：臨機応変な対応により、ニーズに合わせた対応ができた。
- ・大山青年の家：多くの利用があり、所の活用の幅が広がった。

各事業とも計画どおりの進捗が見られるが、数値目標 2-18「不登校の出現率」では増加が見られる。また、中学校、高等学校では全国平均を下回っているものの、小学校においては全国平均より高い状態が続いている。以上のことから、本施策項目の平成 28 年度の進捗状況は「C（やや遅れ）」と判断する。

#### <Plan> 平成 28 年度の取組

##### <不登校対策事業>

- ・学校生活適応支援員 16 名を 9 市町の小学校に配置し、4 月、10 月に連絡協議会を実施した。スクールカウンセラーを全ての公立中学校に配置し、7 月、10 月に連絡協議会を実施した。緊急支援が必要と判断された場合の臨床心理士の派遣を行った。緊急支援時の対応についてのスクールカウンセラー対象の研修を行った。
- ・フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒への支援モデル事業で、教育支援センター連絡協議会を 8 月と 2 月に実施した。

##### <スクールソーシャルワーカーの配置>

- ・特別支援教育課：白兔・倉吉・県立米子養護学校にスクールソーシャルワーカーを配置した。
- ・いじめ・不登校総合対策センター：県の SSW 活用事業スーパーバイザーをいじめ・不登校総合対策センターに配置し、対応困難なケースへの対応や事業担当者及び SSW に対するスーパーバイズ体制を整えた。連絡協議会を年 2 回（6 月・11 月）開催、大阪府立大学の山野則子教授を招き、国の最新動向と専門的な知見から多くの示唆を受けた。鳥取県中部地震後の 11 月に開催した第 2 回連絡協議会では、「災害時に SSW に期待される動き」についての研修を行った。SSW 育成研修を 3 日間（6 講座）開催した。今年度は現任の SSW、指導主事、管理職、教育相談担当教諭（又は教護教諭）等についても参加対象として、開催を広く呼びかけたところ、50 名の参加があった。平成 28 年度に事業実施している 14 市町への巡回訪問を実施した。県立学校に SSW を配置している高等学校課、特別支援教育課、教育学術振興課の担当者と、担当者連絡会議を開催して、相互の連絡体制と情報交換の機会を整えた。
- ・高等学校課：定時制高校等へのスクールソーシャルワーカーの配置（4 人：東部 2 人、中部 1 人、西部 2 人）。人材確保の打開策として、スクールソーシャルワーク業務の法人委託を試験実施。（西部地区）。

##### <生徒指導の支援（いじめ、不登校、問題行動等）>

- ・東部教育局：校長会、生徒指導主事研修会等で適切ないじめの認知について情報発信した。また市町教育委員会との情報交換を行った。
- ・中部教育局：校長会や各種研修会において、いじめの未然防止のために、いじめ防止基本方針の運用について働きかけた。
- ・西部教育局：生徒指導情報交換会を 2 回実施し、生徒指導上喫緊の課題となる事項について、対応策について検討を行った。

##### <ハートフルキャンプ in 船上山>

- ・近隣農家の方と協力を得ながら、予定通り実施できた。

##### <だいせんキャンプ>

- ・日帰り 1 回、宿泊 2 回の主催事業を予定通り実施。

##### <不登校児童生徒活動支援>

- ・船上山少年自然の家：支援を要する児童生徒が宿泊学習での利用前に、施設設備やシステムの確認、あるいは体験活動の事前体験などで利用していただいた。
- ・大山青年の家：教育支援センター 2、児童相談所 2、警察 2、児童自立支援施設 4、スクールソーシャルワーカー 12 など多くの機関の随時受付を実施できた。

#### <Do> 成果

##### <不登校対策事業>

- ・学校生活適応支援員が集団への適応が難しい児童に個々に関わることでトラブルが減る等落ち着いた学校生活を送ることができている。
- ・スクールカウンセラーが、全中学校とその校区の小学校への相談に対応するとともに、校内組織の一員として活動することで、学校の教育相談体制の充実や教職員の指導力の向上につながった。・災害時に緊急支援として中部の小・中学校に臨床心理士を派遣することにより、児童生徒の心のケアや学校への支援を迅速に行うことができた。また、その他にも緊急の支援が必要となった際に臨床心理士を派遣し、対応できたケースが 6 件あった。・緊急支援時の児童生徒への心のケアについての研修の実施により、学校内での児童生徒へのサポートプログラムの実施や保護者への研修が進んだ。・教育支援センターの連絡協議会で、アウトリーチ型支援の実践例や社会教育施設での不登校対策についての協議、情報交換を行うことで、教育支援センターの連携を深めることができた。

##### <スクールソーシャルワーカーの配置>

- ・特別支援教育課：いじめ・不登校総合対策センターと連携しながら、各圏域において児童生徒を取り巻く環境への働きかけを行った。
- ・いじめ・不登校総合対策センター：市町村の SSW 活用事業の新規実施及び事業拡充が促進した。SSW 及び指導主事を対象とした研修を実施し災害時の SSW の活用や SSW の動きについて理解が図れた。育成研修参加者の中から平成 29 年度は 3 名が SSW として勤務することになった（平成 27 年度以降 12 名が SSW として勤務）。巡回訪問を行い事業実施している各自治体の課題やそれに対する戦略、成果、課題について、情報交換を行った。県立学校配置の SSW に対して、対応困難なケースへのスーパーバイズを行うことができた。
- ・高等学校課：不登校に陥りやすい生徒の早期発見、早期対応につながっている。

##### <生徒指導の支援（いじめ、不登校、問題行動等）>

- ・東部教育局：適切ないじめの認知と組織的な初期対応について具体的事案をもとに情報発信することで学校としての組織対応や迅速な初期対応につなげることができた。月例報告を基に情報交換し、喫緊の課題について情報共有した。事後も継続的な支援を促した。
- ・中部教育局：各校で、未然防止に向けた取組が進み、いじめの積極的な認知もなされるようになった。
- ・西部教育局：研修の実施後のアンケートや学校訪問時の聞き取り等から、問題行動等の初期対応についての理解が深まり、校内や校区、外部機関との連携が進み、チームで対応する意識が高まってきている。



### <ハートフルキャンプ in 船上山>

- ・農業体験やクラフト活動、レクリエーション活動により、参加者の笑顔が多く見られた。

### <だいせんキャンプ>

- ・主催事業ではプログラムの内容を充実させ、不登校の子どもたちにとって体験から多くの学びが見られた。

### <不登校児童生徒活動支援>

- ・船上山少年自然の家：事前に確認や体験をしていただくことで、宿泊学習への見通しを持つことができ不安感を取り除くことができた。
- ・大山青年の家：各機関の認知度が上がり、今日的な課題を抱える子どもたちの利用が増加した。

### <Check> 課題

#### <不登校対策事業>

- ・不登校が特に小学校で微増傾向が続き、小・中で全国平均を上回る状況である。また、不登校未然防止に向けて学校体制で対応に当たることや、児童生徒への学級担任、教職員の関わり方（教育相談）についてのスキルの向上が必要である。

#### <スクールソーシャルワーカーの配置>

- ・特別支援教育課：スクールソーシャルワーカーの人材確保及び養成が必要である。
- ・いじめ・不登校総合対策センター：人材不足（SSWとしての適当な者が見つからない）、SSWの雇用条件が厳しいといった現状がある。平成31年度までに、全19市町村にSSWを配置する。
- ・高等学校課：スクールソーシャルワーカーの人材確保及び有効活用。

#### <生徒指導の支援（いじめ、不登校、問題行動等）>

- ・東部教育局：現在のいじめの定義に基づいたいじめ認知の周知といじめ防止基本方針に則った適切な学校対応。
- ・中部教育局：いじめの認知について、学校間の差が見られる。学校によっては、児童生徒や保護者の思いに沿った対応がなされず、市町教育委員会や県教育委員会に相談が入るケースが見られる。
- ・西部教育局：不登校の未然防止にかかる取組と保幼小中連携の充実に課題がある。

### <ハートフルキャンプ in 船上山>

- ・参加者が特定の支援センターに通う児童生徒に限られていること。

### <だいせんキャンプ>

- ・利用者数がまだまだ少ないこと。

### <不登校児童生徒活動支援>

- ・船上山少年自然の家：まだまだ利用者が少ないこと。プログラムの開発。
- ・大山青年の家：受け入れ体制の充実。

### <Action> 今後の取組

#### <不登校対策事業>

- ・小学校への学校生活適応支援員、全中学校へのスクールカウンセラーの配置を行い、連絡協議会の開催により支援員、スクールカウンセラーの資質向上に努める。教育支援センターの広域的な連携を目指すとともに、不登校児童生徒の教育機会の確保への取組を進める。
- ・未然防止に向けた学校全体での対応促進、教職員の対応スキルアップを図る。

#### <スクールソーシャルワーカーの配置>

- ・特別支援教育課：いじめ・不登校総合対策センターと連携した取組を検討する。
- ・いじめ・不登校総合対策センター：スーパーバイザーの時間数増により、事業実施自治体へのスーパーバイズはもちろん、知事部局や福祉機関との関係性の構築を図る。育成研修の開催を関係諸機関や福祉部局にも広く周知して、社会福祉士や精神保健福祉士等の有資格者の参加を呼びかける。スーパーバイザーと協働して、SSW活用事業の先進的な取組を行っている自治体の取組を紹介したり、医療や福祉の専門的な内容を育成研修の講座に取り入れたりしながら、SSWの質の向上を図り、雇用条件の改善を目指す。平成29年度にもSSWの配置の予定がない自治体への事業実施に向けたスーパーバイズを行う。
- ・高等学校課：スクールソーシャルワーカーと教職員の一層の連携。

#### <生徒指導の支援（いじめ、不登校、問題行動等）>

- ・東部教育局：いじめ放置ゼロを目指す学校の取組を支援していく。児童生徒が主体となった活動事例（生徒会活動、缶バッジ作成など）を通信などで継続して発信する。
- ・中部教育局：継続的にいじめ防止基本方針の適切な運用を働きかける。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携を促し、チームとして対応がなされるようにする。
- ・西部教育局：校長会や生徒指導部会における情報発信を積極的に行う。また、生徒指導担当教員を対象とした研修を実施し、包括的なコーディネート力を身につけることで、チーム学校として問題行動等に組織的に対応できるようにする。

### <ハートフルキャンプ in 船上山>

- ・広報や多組織との連携をいかにとっていかか。

### <だいせんキャンプ>

- ・成果の情報発信にさらなる工夫が必要である。

### <不登校児童生徒活動支援>

- ・船上山少年自然の家：こちらから情報発信していく取り組みの工夫。
- ・大山青年の家：これまでの取り組みで培ったソフト面のスキルを所内で継承していく。

**<有識者の意見>**

**<不登校ゼロへの取組(全体)>**

- ・市町村における取組の柱でもある。鳥取市でも指標の推移を見ているが、果いじめ・不登校総合対策センターが家庭にも入ることなので、学校となじめず、大人数の中での活動が苦手な生徒たちへの支援や居場所になればと期待している。
- ・不登校対策は「社会人として税金を納める人間になれること」が最終目標だと思う。予防はもちろんだが、フリースクール等民間との連携で柔軟な対応を可能とし、現に不登校の子どもたちの居場所・学びを保障する先進的なシステムの構築を望む。

**<数値目標「不登校の出現率」>**

- ・不登校対策は重要な課題のひとつと考える。  
「小学校で全国平均よりも高い状態が続いている」とのことなので、ここに取上げられている事業にとらわれず、抜本的な対策を幅広く検討・整理して、集中的に対策を講じていくというようなことが求められているのではないだろうか。
- ・不登校の定義によると、別室登校、短時間登校は不登校にはならないと聞いている。不登校の出現率は児童・生徒の実態を反映していないのではないか(現実はずっと多数ではないか)。

**<スクールカウンセラーの配置>**

- ・今や、スクールカウンセラーの専門性や日常の相談活動は不可欠である。会は多くなるが、勤務日以外にもタイムリーな対応により未然に重大事案を防ぐ必要がある。今は勤務日にあわせて会を持っているので、これを改善していくことが急がれる。

**<スクールソーシャルワーカーの配置>**

- ・スクールソーシャルワーカーの専門性向上を期待したい。
- ・白兎養護学校、倉吉養護学校、県立米子養護学校にスクールソーシャルワーカーが配置されたことで、学校支援は充実してきている。しかし、スクールソーシャルワーカーの力量にかなりの差があり、中には安心して依頼ができない学校もある。研修会や情報交換会等を一層進めながら、スクールソーシャルワーカーの力量を向上させていただきたい。

**<フリースクール連携推進事業>**

- ・フリースクールの取組等は、できれば民間に頼るのではなく、果いじめ・不登校総合対策センターの他、運用方法等も市町村と調整していただけるとありがたい。

**④ 読書活動の推進**

- ・「鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン」に基づき、子どもが読書に親しむための機会の充実、環境の整備等を図り、関係機関と連携して、子どもの読書活動を推進します。
- ・学校図書館司書や司書教諭の資質向上につながる研修や訪問相談を充実します。【再掲3-12】

**<平成28年度関連事業>**

事業・取組名	担当課	区分	事業・取組内容
本の大好きな子どもを育てるプロジェクト	社会教育課	重点	子ども読書アドバイザーの派遣により、読書ボランティアの資質向上や保護者啓発を行うとともに、読書離れが顕著になる中学生に、本を読むことの意義を感じる体験を提供する。【再掲1(3)③】
子ども読書活動推進事業	図書館		乳幼児期からの子どもの読書推進を図るため、子どもたちに日常接する職員(幼稚園教諭、保育士、公共図書館職員等)の養成や、市町村図書館児童図書部門の支援を行う。また、本が大好きな子どもと、子育てに絵本や図書館を利用する父親を増やすため、絵本の読み聞かせをする父親「読みメン」を増やす取組を市町村立図書館と連携して行い、全県へ普及・啓発していく。【再掲1(3)③】

**<平成28年度における取組の点検・評価>**

※上記事業のうち、「平成28年度アクションプラン重点事業」に指定された事業を主に評価を行った。

取組評価	A(予定以上)	B(予定どおり)	C(やや遅れ)	D(大幅遅れ)
評価理由				
<b>&lt;本の大好きな子どもを育てるプロジェクト&gt;</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・読書離れが進むと言われる中学生を対象に「中学生ポップコンテスト」を実施。応募数が増え中学生が本を手取るきっかけとなった。</li> <li>・読書アドバイザー研修会を実施し、アドバイザーの技能向上を図った。アドバイザー以外の読書活動関係者も参加し、新たなアドバイザーの育成も図った。保護者会等に子ども読書アドバイザーを派遣し、本の大切さを伝えた。</li> </ul> 以上のことから、本施策項目の平成28年度の進捗状況は「B(予定どおり)」と判断する。			
<b>&lt;Plan&gt; 平成28年度の取組</b>				
<b>&lt;本の大好きな子どもを育てるプロジェクト&gt;</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども読書アドバイザーを派遣した。子ども読書アドバイザーの資質向上、新規読書アドバイザーの育成を目指した研修会を開催した。</li> <li>・中学生ポップコンテストを実施した。</li> </ul>			
<b>&lt;Do&gt; 成果</b>				
<b>&lt;本の大好きな子どもを育てるプロジェクト&gt;</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども読書アドバイザーの派遣をとおして、保護者などに読み聞かせの大切さが伝わりつつある。(25件)</li> <li>・読書アドバイザー研修で得た選書のポイントや読み聞かせの工夫、より専門的な知識を各自の活動に活かしている。また、研修会後の意見交換をとおして、日々の活動における悩みや思いを共有している。(8/28開催 延べ130名参加)</li> <li>・中学生ポップコンテストの実施により、中学生が読書に関心を持つ契機とした。(952点の応募)</li> </ul>			

<b>&lt;Check&gt; 課題</b>
<b>&lt;本の大好きな子どもを育てるプロジェクト&gt;</b> ・子ども読書アドバイザー制度の周知が不足している。 ・不読率解消のための事業検討が必要。
<b>&lt;Action&gt; 今後の取組</b>
<b>&lt;本の大好きな子どもを育てるプロジェクト&gt;</b> ・新たな派遣先の開拓を行い（親世代だけでなく、祖父母世代）、多くの県民に読書の大切さを伝える。また、ポップコンテストに加え不読率解消のためにビブリオバトル実施支援を行い、子どもたちがさらに本を手に取り読書に興味を持つきっかけとする。

## ⑤ 体験活動・文化芸術活動の充実

- ・児童生徒の豊かな人間性を育むため、自然体験活動や集団宿泊体験等、様々な体験活動の充実を図ります。
- ・文化、芸術活動の実践者との連携や学校での芸術公演などで全ての児童生徒に優れた文化芸術の鑑賞、体験の機会を設定することに努め、豊かな人間性の育成を図ります。
- ・各学年での計画的な体験活動を推進します。
- ・関係諸国との教育分野における交流により異文化に対する理解、日本人としてのアイデンティティを培っていく等子どもたちが世界に視野を広げる取組を充実します。
- ・博物館等が保管する資料に触れたり、山陰海岸ジオパーク等のフィールドを活用した実体験を伴う講座など、子どもたちが地域の自然、歴史・民俗、美術への理解を深め、豊かな感性を育む機会を提供します。

**<平成28年度関連事業>** ※「区分」欄の番号は「鳥取県の『教育に関する大綱』（第二編『平成28年度重点取組施策』）」の項目

事業・取組名	担当課	区分	事業・取組内容
教育企画費	教育総務課		教育分野における国際化を一層推進するため関係諸国の地方政府との教育分野での交流を推進
環日本海教育交流推進事業	小中学校課 高等学校課		江原道と鳥取県の児童生徒及び教員の相互派遣による交流事業を行う。【再掲2(5)②】
イングリッシュチャワールーム設置事業	高等学校課		中学生の英語力向上対策の一環として中学校の中に日常的に英語に触れることができる場所（イングリッシュチャワールーム）を作り、外国人指導者を常駐させ、生徒の英語の相互理解能力を高める。【再掲2(5)③】
とっとりイングリッシュクラブ	高等学校課	1③	中学生と高校生を対象に、年間を通じて英語による体験活動を実施し、英語による相互理解能力の伸長を図る。【再掲2(5)③】
倉吉農業高等学校演習林活用事業	高等学校課		手入れが十分できていなかった倉吉農業高等学校の演習林（約110ha）について、計画的に間伐等の整備を行い、学校教育活動のみならず、広く「県民の森」としての利活用を行う。
船上山少年自然の家・大山青年の家の運営	社会教育課 船上山少年自然の家 大山青年の家		船上山少年自然の家・大山青年の家において、集団生活を通して、野外活動、自然探求、観察活動等を行うことにより、心身ともに豊かでたくましい青少年を育成する。【再掲1(3)④】
長期宿泊体験学習モデル事業	社会教育課 船上山少年自然の家 大山青年の家	重点	県内東部・中部・西部地区小学校各1校1学年を対象とし、大自然の中で1週間程度の長期宿泊体験学習を実施することにより、望ましい人間関係を育み、集団生活をとらえて与えられた役割を主体的に果たそうとする意欲や態度を身につける。【再掲1(3)④】
博物館普及事業費	博物館	重点	県民の生涯学習や学校教育を支援するために、各種の講座や体験学習会、移動博物館などを実施するとともに、博物館の活動、研究成果、利用方法などについて広く情報発信する。【再掲1(3)⑥】
季節に応じた企画の実施	船上山少年自然の家		小4～中学生を対象に、季節に応じた船上山の自然の中で見知らぬ参加者と一緒に活動することで、人間関係能力の育成を図る。
ちっちゃい探検隊、ロケットツグ・ツグ教室、船上山のガミ、船上山さくら祭り	船上山少年自然の家		船上山の豊かな自然を活用し、様々な自然体験活動を行うとともに、仲間づくり等も行う。
いきいき先生体験会	大山青年の家		体験活動推進を目指した指導者育成を目的に、教員に自然体験活動を提供する。
大山わくわく探検隊、はじめての冒険、歩くおのつどい	大山青年の家		自然豊かな大山で、スキー・登山・キャンプ等の自然体験を行うことにより感性や好奇心、探究心を育て社会性を養う。
山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館事業費	緑豊かな自然課		山陰海岸ジオパークの拠点施設として適切な管理運営を行うとともに、展示資料の充実や調査研究、ジオパークの魅力を学ぶ観察会や講座の開催を行う。【再掲1(3)⑥】

## <平成28年度における取組の点検・評価>

上記事業のうち、「平成28年度アクションプラン重点事業」、「鳥取県の『教育に関する大綱』（第二編『平成28年度重点取組施策』）」に関連する主な事業」に指定された事業を主に評価を行った。

取組評価	A (予定以上)	B (予定どおり)	C (やや遅れ)	D (大幅遅れ)
評価理由				
<b>&lt;とっとりイングリッシュクラブ&gt;</b>	・英語好きの生徒に、生きた英語に触れ、異文化を体験する機会を提供することで、英語学習への興味や意欲を高めることができた。			

### <長期宿泊体験学習モデル事業>

- ・社会教育課：中部及び西部の小学校が各一校ずつ（倉吉市立小鴨小学校、南部町立会見小学校）モデル事業を実施したが東部地域の小学校が実施できなかった。実施した学校では活動の事前、事後にアンケート調査を実施し、全ての調査項目において向上が見られた。
- ・船上山少年自然の家：3泊4日の長期宿泊体験を実施し、地理的な特徴を生かした豊かな自然体験活動を提供するとともに、振り返り活動とおした体験学習サイクルを回しながら、子ども集団の仲間意識の向上を図ることができた。
- ・大山青年の家：これまで宿泊学習未実施であった小学校が計画どおり実施することができ、来年度も実施の予定である。

### <博物館普及事業費>

- ・予定どおり普及講座を実施し、多くの県民の方に芸術に触れる場を提供できた。

以上のことから、本施策項目の平成28年度の進捗状況は「B（予定どおり）」と判断する。

## <Plan> 平成28年度の取組

### <とっとりイングリッシュクラブ>

- ・クラブ員として登録した中学生44名と高校生38名を対象として、県のALT（外国語指導助手）が指導者となり、年間4回の英語1日体験と2泊3日の英語キャンプを実施した。延べ参加者は99名であった。

### <長期宿泊体験学習モデル事業>

- ・社会教育課：船上山少年自然の家では「船上山アドベンチャースクール」をH28.9.6～9.9の三泊四日で実施し、小鴨小学校5年生58名が参加した。学生ボランティアとして島根大学生9名も参加した。また、大山青年の家では「大山セカンドスクール」をH28.8.29～9.2の四泊五日で実施し、会見小学校の5年生35人が参加した。
- ・船上山少年自然の家：船上山アドベンチャースクール（3泊4日）。事前打ち合わせを密に行い、集団の特徴を把握しながら、先生方とプログラムを相談し実施することができた。
- ・大山青年の家：事業当日ばかりでなく、事前事後の会議にも出席するなど連携を密にした取り組みができた。

### <博物館普及事業費>

- ・移動博物館を10回、移動美術館を2回実施するとともに、普及講座を自然部門（天体観測等）18回、人文部門（歴史講座等）32回、美術部門（ギャラリートーク等）53回開催した。

## <Do> 成果

### <とっとりイングリッシュクラブ>

- ・英語好きの生徒に、生きた英語に触れ、異文化を体験する機会を提供することで、英語学習への興味や意欲を高めることができた。

### <長期宿泊体験学習モデル事業>

- ・社会教育課：同じ活動プログラムを複数回行うことにより、子どもたちの行動が主体的になった。また、事前、事後のアンケート調査では、「生きる力」（「心理的社会的能力」「徳育的能力」「身体的能力」）の28の全ての項目で、その向上に有意差が見られた。さらに、大山青年の家では保護者を対象に事後調査を実施し、自立面などで変化が見られた。
- ・船上山少年自然の家：長期の集団宿泊体験と自然体験活動、仲間づくりプログラムによる集団の人間関係と個の生きる力の向上が見られた。（アンケート分析結果による）
- ・大山青年の家：多くの課題・目的を持って宿泊学習の事業に取り組み、その成果を学校生活の中で継続的に活用していただいている。

### <博物館普及事業費>

- ・総参加者は10,253人であり、多くの県民の方に観覧、参加していただいた。

## <Check> 課題

### <とっとりイングリッシュクラブ>

- ・学校行事との重なりにより、どうしても生徒が参加しにくい回ができてしまう。また、毎回の募集案内が煩雑で時間がかかってしまう。

### <長期宿泊体験学習モデル事業>

- ・社会教育課：3年間のモデル事業を実施したが、一年目（H26）は東部地域の小学校も含め3団体が実施できたが、二年目（H27）、三年目（H28）は中部、西部地域のみで2団体しか実施できなかった（二年目のうち1団体は3小学校の連合）。また、長期であることから、教員への負担感が大きいことや、保護者に必要性の理解を得ることが難しい面があった。
- ・船上山少年自然の家：対象が学校団体の場合、教職員や保護者の理解を必要とすることが大きなハードルとなっている。
- ・大山青年の家：実施校にあつては、予算・保護者理解の面で課題がある。

### <博物館普及事業費>

- ・より多くの方に博物館を活用していただくため、関心を引く内容や集客が見込める満足度の高いプログラム編成をする等の工夫が必要。

## <Action> 今後の取組

### <とっとりイングリッシュクラブ>

- ・学校行事等で忙しい時期を外し、平均参加者数を増やす。また、課のHPを通しての案内通知など、募集方法の工夫や省力化を図る。

### <長期宿泊体験学習モデル事業>

- ・社会教育課：独立行政法人国立青少年教育振興機構の事業等を活用して、地域の関係団体と連携し、有識者の意見を伺いながら、自然体験活動の機運を盛り上げていく。
- ・船上山少年自然の家：主催事業において、4泊以上の長期宿泊体験学習の実施に向けて論議を重ねていく。
- ・大山青年の家：事業の成果について今以上に積極的に行う必要がある。

<博物館普及事業費>

・各講座等の参加者数調査やアンケートの結果により県民ニーズを把握。・幼児・障がい者・高齢者の方を対象にした講座等を充実。

<有識者の意見>

<体験活動・文化芸術活動の充実(全体)>

・様々な体験活動が実施され、多くの児童・生徒・県民が芸術にふれあうことができたことは評価するが、県西部には体験活動等を実施している施設や芸術に触れることのできる施設が少ない。

そこで、大山自然歴史館やとっとり花回廊を利用した観察会、ワークショップ、講座等の実施回数の増を望む。

<長期宿泊体験学習モデル事業>

・「船上山少年自然の家」には、学校にはない開放感がある。日帰りや一泊二日ではなく、もう少し長い日数の利用ができれば、その効果も倍増すると思う。従って、学校の年間行事も見直しながら「大山セカンドスクール」のような思い切った設定はよいと考える。不登校対策、小1プロブレム等の観点からも大いに活用すべきと考える。

・「船上山アドベンチャースクール」、「大山セカンドスクール」等、少年青年自然の家を有効活用した事業を一層推奨したい。その効果を出すためには、まとまった日数が必要であり、思い切った4泊5日の活動はよいと思う。そのためには学校の教育活動を見直し、行事等の調整が必要となる。

⑥ 郷土を愛する姿勢の育成

・子どもたちが郷土と通りの歴史や文化を誇りに思い、史跡、まちなみ、郷土芸能、建築物、伝統芸能、民芸等の貴重な財産を大切にすること、意識の醸成を図ります。

<平成28年度関連事業> ※「区分」欄の番号は「鳥取県の『教育に関する大綱』(第二編『平成28年度重点取組施策』)の項目

事業・取組名	担当課	区分	事業・取組内容
ふるさと鳥取見学(県学)支援事業	小中学校課	2-②	子ども達が鳥取県についての理解と関心を深め、ふるさとを愛する心を育てるとともに、県民の一員として自信と誇りの持てる鳥取県を築き上げる気運の醸成を図るため、郷土にゆかりのある歴史的・文化的名所や、全国に誇れる県内企業等に触れる取組を支援する。【再掲2(7)①】
郷土情報発信事業	図書館		すぐれた郷土資料(地域資料)の収集・保存を進め、後世へ伝えるとともに、郷土資料の普及・啓発、郷土関係文学者情報の発信を行う。平成28年度は尾崎翠の生誕120周年、伊良子清白の生誕140周年の記念すべき年であり、関係機関と協力連携した発信を行う。【再掲1(9)⑤】
情報発信「鳥取県の文化財」	文化財課		文化財の展示会や見学会、職員による出前講座などの講演会などによる情報発信を行うとともに、日本遺産認定の支援を行う。【再掲5(18)①】
伝統芸能等支援事業	文化財課		無形民俗文化財の保存伝承を図るため保存団体の保存伝承活動への支援を行う。【再掲5(18)①】
鳥取県の考古学情報発信事業	文化財課		埋蔵文化財センター収蔵資料等の展示・見学会や埋蔵文化財の発掘情報を紹介する講演会・リーフレット等により情報発信を行う。【再掲5(18)①】
池田家墓所整備活用促進事業	文化財課		国史跡鳥取藩主池田家墓所の管理、活用及び保存整備等に係る経費の助成。【再掲5(18)②】
青谷上寺地遺跡出土品調査研究等事業	文化財課		国史跡青谷上寺地遺跡の魅力を理解してもらうため、出土品の整理や調査研究を行うとともにフォーラム等を開催する。【再掲5(18)②】
「ふるさとを元気に」ととりの文化遺産活用推進事業	文化財課	重点 2-②	妻木晩田遺跡や三徳山など県内の優れた文化財を地域振興や観光資源としても活用するため、その魅力の再発掘を行い、効果的な活用方法を講じた地域での取組を支援する。【再掲5(18)③】
「とっとり弥生の王国」普及活用事業	文化財課	2-②	国内最大級の弥生時代集落「妻木晩田遺跡」、地下の弥生博物館「青谷上寺地遺跡」の2大遺跡を「とっとり弥生の王国」として、各遺跡を活用した種々の事業を通じて史跡の活用や情報発信を行う。新たに青谷上寺地遺跡の発掘時の状況や弥生時代の景観をモバイル端末上に再現するアプリケーションソフト(ARアプリ)を制作する。【再掲5(18)③】
ジュニア郷土研究応援事業	教育・学術振興課 (知事部局)		県内の小中学生、高校生の郷土研究や地図作品の発表・展示、講演会等により児童生徒の地域研究など人文社会科学に対する関心を高め、知的創造力を持った人材を育成する【再掲2(7)①】

<平成28年度における取組の点検・評価>

上記事業のうち、「平成28年度アクションプラン重点事業」、「鳥取県の『教育に関する大綱』(第二編『平成28年度重点取組施策』)に関連する主な事業」に指定された事業を主に評価を行った。

取組評価	A(予定以上)	B(予定どおり)	C(やや遅れ)	D(大幅遅れ)
評価理由				
<ふるさと鳥取見学(県学)支援事業>	・当初の計画に沿って事業を実施することができた。			
<「ふるさとを元気に」ととりの文化遺産活用推進事業>	<p>・平成28年度県指定保護文化財の新規指定は8件(告示見込含む)であり、貴重な文化財の保護が図られた。文化財課ホームページやフェイスブックを充実し、県内文化財の行事や魅力をタイムリーに情報発信を行うことで、文化財の認知度が向上した。</p> <p>・出前講座や発掘現場の現地説会などにより、県民が文化財に興味をもち、郷土の文化財に対する理解を深めることができた。</p> <p>・むきばんだまつりや青谷上寺地遺跡古代米田植体験、とっとり弥生の王国シンポジウム、埋蔵文化財センター古代まつりなどにも多くの方が来</p>			

場し、古代文化を学んでもらうことができた。ふるさと未来創造塾や弥生の考現学を通して子どもたちに歴史文化のすばらしさ、面白さを伝えることができた。

<「とっとり弥生の王国」普及活用事業>

・むきばんだまつりや青谷上寺地遺跡古代米田植え体験、埋蔵文化財センター古代まつりなどに多くの方が来場し、古代文化を学んでいただくことができた。

以上のことから、本施策項目の平成28年度の進捗状況は「B（予定どおり）」と判断する。

<Plan> 平成28年度の取組

<ふるさと鳥取見学（県学）支援事業>

・当初の計画に沿って事業を実施した。

<「ふるさとを元気に」とっとりの文化遺産活用推進事業>

・文化財の新規指定・登録を行う。文化財に関する情報発信の強化を図る。出前講座による地域や学校での文化財への理解を深める。ふるさと未来創造工房や弥生の考現学、各種イベントを開催し、文化財に触れる機会を提供する。日本遺産に認定された三徳山・三朝温泉及び大山牛馬市の認知度向上を図る。

<「とっとり弥生の王国」普及活用事業>

・青谷上寺地遺跡と妻木晩田遺跡の2大弥生遺跡をとっとり弥生の王国として、各遺跡を活用した行事・体験事業等を行う。

<Do> 成果

<ふるさと鳥取見学（県学）支援事業>

・1市2町5校501名の児童が、本事業により、県の財産である素晴らしい自然環境、公共施設、文化財、建造物、工場などを見学し、本県に対する理解と関心を深めた。

<「ふるさとを元気に」とっとりの文化遺産活用推進事業>

・本年度指定保護文化財の新規指定は8件（告示見込含む）である。今後も追加で指定する予定である。文化財課ホームページなどで、県内文化財の行事や魅力をタイムリーに情報発信を行うことができた。文化財主事が各地の出前講座で講演し、発掘現場で現地説会を行うなどにより、県民が文化財に興味をもち、郷土の文化財に対する理解を深めた。ふるさと未来創造塾や弥生の考現学を通して、子どもたちに歴史文化のすばらしさ、面白さを伝えることができた。東京・大阪で日本遺産シンポジウムし理解が深まった。

<「とっとり弥生の王国」普及活用事業>

・むきばんだまつりや各種体験講座の実施、青谷上寺地遺跡古代米田植え体験、とっとり弥生の王国シンポジウム、埋蔵文化財センター古代まつりなどに多くの方が来場され、古代文化を学んでもらうことができた。

<Check> 課題

<ふるさと鳥取見学（県学）支援事業>

・事業実施校の増加

<「ふるさとを元気に」とっとりの文化遺産活用推進事業>

・県内の文化財をもっと知り活用されるよう市町村や学校、庁内関係部局と連携して取組む。

<「とっとり弥生の王国」普及活用事業>

・県内の文化財をもっと知り活用されるよう市町村や学校、庁内関係部局と連携して取組む。  
・全国にも誇る弥生の二大遺跡である妻木晩田遺跡と青谷上寺地遺跡をさらに活用する。

<Action> 今後の取組

<ふるさと鳥取見学（県学）支援事業>

・事業の周知と活用の働きかけを実施。

<「ふるさとを元気に」とっとりの文化遺産活用推進事業>

・小中学校などと連携し、校外学習等で妻木晩田遺跡や青谷上寺地遺跡、伝統的な建造物などの優れた文化財に触れる機会を増やす。  
・児童生徒の興味を引き出す授業づくりを考えるための取組（地域の歴史教材の活用等）を行う。  
・市町村等と連携し、埋もれている文化財の掘り起こし、磨き上げを行う。

<「とっとり弥生の王国」普及活用事業>

・小中学校などと連携し、校外学習等で妻木晩田遺跡や青谷上寺地遺跡などの優れた文化財に触れる機会を増やす。  
・児童生徒の興味を引き出す授業づくりを考えるための取組（地域の歴史教材の活用等）を行う。

## (9) 健やかな心と体づくりの推進

### ＜数値目標と実績＞

指 標	H24 実績	H25 実績	H26 実績	H27 実績	H28 実績	H30 目標値
20 鳥取県体力・運動能力調査結果の総合判定(A～Eの5段階)が、A又はBの割合	—	(小5男)38.4% (小5女)46.0% (中2男)33.0% (中2女)59.8%	(小5男)38.4% (小5女)43.1% (中2男)37.4% (中2女)63.3%	(小5男)37.9% (小5女)44.6% (中2男)34.7% (中2女)61.4%	(小5男)37.1% (小5女)44.2% (中2男)34.6% (中2女)64.2%	50.0% 55.0% 50.0% 65.0%
21 小学校において体育の授業を除く1日の運動時間が1時間以上の児童の割合	—	(小5男)68.6% (小5女)48.0%	(小5男)65.0% (小5女)48.8%	(小5男)68.2% (小5女)49.5%	(小5男)66.2% (小5女)47.9%	70.0%
22 学校保健委員会を年2回以上開催する学校の割合	(小)64% (中)42% (高)13% (特)0%	(小)65% (中)34% (高)13% (特)20%	(小)60% (中)36% (高)17% (特)20%	(小)61% (中)42% (高)13% (特)10%	(小)63% (中)49% (高)17% (特)10%	100% 80% 60% 50%
23 中学、高校における薬物乱用防止教室の開催率	(中)82% (高)79%	(中)75% (高)79%	(中)75% (高)100%	(中)93% (高)100%	(中)95% (高)100%	100% 100%
24 「食に関する指導年間計画」の作成率	(小)87% (中)52% (特)55% (高)13%	(小)90% (中)58% (特)60% (高)17%	(小)89% (中)61% (特)60% (高)21%	(小)92% (中)83% (特)70% (高)17%	(小)92% (中)83% (特)70% (高)17%	100% 100% 100% 50%
25 食育の日(毎月19日)の取組状況	—	(小)30% (中)26% (特)40%	(小)39% (中)31% (特)40%	(小)42% (中)39% (特)40%	(小)41% (中)37% (特)30%	(小)100% (中)100% (特)100%
26 学校給食用食材の県産品使用率	71%	71%	73%	71%	65%	70%以上
27 県産品利用率70%以上の市町村、県立学校	81%	市町村84% 県20%	市町村89% 県20%	市町村89% 県17%	市町村68% 県17%	100%
28 栄養教諭の配置拡大	—	19人	21人	21人	21人	31人

### ① 学校体育の充実

- ・教員の体育学習の指導力向上及び学校における運動機会の充実のための取組を支援し主体的に運動に取り組む児童生徒の育成を図ります。
- ・小学校への体育の技術的な専門性を持った教員の配置等により小学校教員の体育技術の指導力向上及び主体的に運動に取り組む児童生徒の育成を進めます。
- ・外部指導者の派遣及び指導者への研修等を行い、発達に応じた適正な指導のための支援を行い運動の重要性を理解し主体的に運動を行う児童生徒の育成に取り組みます。

### ＜平成28年度関連事業＞

※「区分」欄の番号は「鳥取県の『教育に関する大綱』(第二編『平成28年度重点取組施策』)の項目

事業・取組名	担当課	区分	事業・取組内容
学校体育充実事業	体育保健課		体育・保健体育科における学習指導要領に沿った学習の円滑な実施に向け、体育担当教員の指導力向上を目的とした研修会の実施及び教員の研修会派遣等を行い、体育・保健体育学習の更なる充実を図る。また、外部指導者を派遣して安全面に配慮した武道学習の定着を図る。
運動部活動推進事業	体育保健課	重点	中学校及び県立学校の運動部活動に地域のスポーツ指導者を派遣し、部活動及び指導体制の充実を図るとともに、研修会を開催して運動部活動に関わる指導者の資質向上を図る。
平成28年度全国高等学校総合体育大会開催準備事業	体育保健課		平成28年度全国高等学校総合体育大会の開催に向けて、本県で実施する4競技(相撲、ホッケー、自転車(トラック)、弓道)の実行委員会を設置し、開催準備及び運営を行う。
小学校体育専科教員の配置	体育保健課		県内小学校に5名の体育専科教員(非常勤講師)を配置し、教員の指導力の向上、運動好きな児童の育成を図る。

### ＜平成28年度における取組の点検・評価＞

※上記事業のうち、「平成28年度アクションプラン重点事業」に指定された事業を主に評価を行った。

取組評価	A(予定以上)	B(予定どおり)	C(やや遅れ)	D(大幅遅れ)
評価理由				
＜運動部活動推進事業＞	<p>・高等学校、中学校に計186名の外部指導者やスポーツ医科学の専門的知識を有した指導者を派遣した。外部指導者派遣の事業を行う市町村の派遣費用を補助した。学校からの申請に対しては100%の派遣実績であった。</p> <p>以上のことから、本施策項目の平成28年度の進捗状況は「B(予定どおり)」と判断する。</p>			
＜Plan＞平成28年度の取組				
＜運動部活動推進事業＞	<p>・外部指導者派遣(県立学校99名、中学校87名)。スポーツ指導者研修会を開催(3回)し、指導者の資質向上を行った。外部指導者派遣を行った</p>			

学校や外部指導者本人へのアンケート調査を行った。
<b>&lt;Do&gt; 成果</b>
<b>&lt;運動部活動推進事業&gt;</b> ・外部指導者派遣校では、県内の大会等で上位入賞したり、県代表として全国大会へ出場したりした。アンケート調査では、生徒の技能や運動意欲の向上、顧問教諭の指導力向上が見られた。
<b>&lt;Check&gt; 課題</b>
<b>&lt;運動部活動推進事業&gt;</b> ・県立学校では運動部数は変わらないが、生徒数の減による教員定数の減、競技指導者不足により、部活動指導が十分に行えない現状がある。また、部活動指導が教員の負担になっている実態がある。
<b>&lt;Action&gt; 今後の取組</b>
<b>&lt;運動部活動推進事業&gt;</b> ・引き続き外部指導者を派遣し部活動の充実を図る。平成 29 年度には部活動指導員を県立高校 6 人（予定）配置し、教員の負担軽減等の効果を測る。

## ② 子どもの体力・運動能力の向上

- ・各学校での体力向上推進計画書の策定及び体力・運動能力調査を活用したPDCA サイクルによる取組を支援し、各学校の実状に応じた児童生徒の体力・運動能力の向上を推進します。
- ・学校と地域が連携して放課後における子ども運動教室など、児童生徒の体力・運動能力を向上させるモデルの開発を行い、その成果を県内の学校及び地域へ普及します。
- ・「遊びの王様ランキング」等を活用した運動機会の提供により、子どもたちの運動意欲の向上を図り主体的に運動を行う子どもの育成を図ります。

**<平成 28 年度関連事業>** ※「区分」欄の番号は「鳥取県の『教育に関する大綱』（第二編『平成 28 年度重点取組施策』）」の項目

事業・取組名	担当課	区分	事業・取組内容
子どもの体力向上推進プロジェクト事業	体育保健課	重点 5①	子どもの体力・運動能力が低下、二極化の傾向にある鳥取県の課題を解決し、運動の習慣化及び体力の向上を図るため、地域の指導者等を学校に派遣するなど、運動機会の確保及び充実を図る。 ・とっとり元気キッズ体力向上モデル事業 ・児童生徒の体力向上支援事業

### <平成 28 年度における取組の点検・評価>

取組評価	A (予定以上)	B (予定どおり)	<b>C (やや遅れ)</b>	D (大幅遅れ)
------	----------	-----------	-----------------	----------

**評価理由**

- ・鳥取県子どもの体力向上支援委員会を開催し、体力・運動能力調査結果の分析を行い、改善策について体育主任等連絡協議会で検討したほか、モデル地域において、課題となる種目についての改善が見られた。

事業としては予定どおりの進捗が見られ、H28 全国体力・運動能力調査結果において総合判定 A・B の割合は小・中ともに全国より高いものの、数値目標 2-20「鳥取県体力・運動能力調査結果の総合判定(A～E の 5 段階が A 又は B の割合」、数値目標 2-21「小学校において体育の授業を除く 1 日の運動時間が 1 時間以上の児童の割合」では、平成 25 年度からの上昇が見られず目標値よりも低い数値であることから、本施策項目の平成 28 年度の進捗状況は「C (やや遅れ)」と判断する。

### <Plan> 平成 28 年度の取組

- ・鳥取県子どもの体力向上支援委員会を年 2 回開催し（10 月の第 1 回は鳥取県中部地震のため中止）、県内児童生徒の課題把握、改善策の検討を行った。とっとり元気キッズ体力向上モデル事業を実施し、3つのモデル地域（学校・園）で各校の課題や県の課題に応じた取組が進められた。体育主任等連絡協議会を開催し、全県の先生方と体力の向上について協議を行った。
- ・県の児童生徒の課題である柔軟性の向上に向け、「毎月 17 日は柔軟の日」ポスターを作成し、各学校に配布し、啓発した。

### <Do> 成果

- ・鳥取県子どもの体力向上支援委員会では今年度から養護教諭を委員に加え、体力の向上を運動面や生活面の幅広い立場から向上策を検討することができた。その成果を体力づくり報告書等で全県に周知することができた。とっとり元気キッズモデル事業のモデル地域からは、課題となる種目の数値の改善が見られた。その成果をリーフレットにまとめ、全県に配布して周知することができた。体育主任等連絡協議会において、県内児童生徒の課題である柔軟性の向上策や体育学習の充実について協議を行い、実践を広めることができた。

### <Check> 課題

- ・鳥取県体力・運動能力調査等を活用し取組の成果を把握する必要がある。
- ・家庭や地域を巻き込んで、運動（遊び）が日常生活の中に位置づけられていく必要がある。

### <Action> 今後の取組

- ・PDCA サイクルでの体力向上の取組が進むよう各学校に働きかける。家庭と連携した取組例を各学校から集める。関係機関と連携しながら、外部人材を体育学習や運動機会の充実に向けて活用する取組を進める。取組の効果を測るため、柔軟性の数値が改善した学校の取組例を収集する。また、「毎月 17 日は柔軟の日」の取組を進める。



### ③ 健康教育の充実

- ・児童生徒の心や性の健康問題に関する協議会を設置するなど、学校、家庭、地域が連携した健康教育の充実を図ります。
- ・児童生徒の健康問題を解決するため学校保健委員会の充実を図る等、心身の健康のバランスのとれた児童生徒の増加を目指します。
- ・教職員や学校給食担当者を対象とした研修会を開催する等、食物アレルギーの児童生徒に対応できる体制整備を進めます。【再掲3-(13)】
- ・学校が家庭や地域と連携し、人間としての在り方や生き方について考える性教育を充実させることで、命を大切にす意識を持つ児童生徒の増加を目指します。
- ・薬物乱用を絶対にしない、許さない児童生徒を育成するための薬物乱用防止教育の充実を図ります。【3-(13)に再掲】

＜平成28年度関連事業＞ ※「区分」欄の番号は「鳥取県の『教育に関する大綱』（第二編『平成28年度重点取組施策』）」の項目

事業・取組名	担当課	区分	事業・取組内容
児童生徒の感染症等疾患対策事業	体育保健課		食物アレルギー等のアレルギー疾患、新型インフルエンザ、麻しん等の児童生徒に係る現代的健康課題に対応するための研修会等を実施する。
心や性の健康問題対策事業	体育保健課	重点	心や性の健康問題について、研修会を通して教職員の指導力向上に努めるとともに、学校への支援として、教育や相談をより効果的に進めるために医師や助産師等の専門家を派遣し、指導体制の充実を図る。
学校保健教育指導費	体育保健課		県立学校の児童生徒の健康の保持増進を図るため健康診断等を実施するとともに、学校管理下における児童生徒の災害に対する医療費等の災害共済給付金の支給を行う。【再掲3(13)②】
未来のパパママ育み事業	子育て応援課 (知事部局)	3-⑩	県内の中・高校等において、命の大切さと、次世代に命をつなぐための心構え等を手作り教材と体験学習等を通じて学ぶ出前教室を行う。
思春期ピアカウンセラ一活動支援事業	子育て応援課 (知事部局)		大学生を中心にピアカウンセラーの養成及びピアカウンセラーによる高校や地域等における健康教育・健康相談を実施し、性・生に感ずる正しい役割の普及や若者の主体的な問題解決能力を高める。

#### ＜平成28年度における取組の点検・評価＞

上記事業のうち、「平成28年度アクションプラン重点事業」、「鳥取県の『教育に関する大綱』（第二編『平成28年度重点取組施策』）」に関連する主な事業に指定された事業を主に評価を行った。

取組評価	A (予定以上)	B (予定どおり)	C (やや遅れ)	D (大幅遅れ)
------	----------	-----------	----------	----------

#### 評価理由

##### ＜心や性の健康問題対策事業＞

・「性に関する指導普及研修会」の開催、「心や性の健康問題対策協議会」の開催等、各種取組を計画的に実施し、児童生徒の心や性の健康問題への対応を行った。

##### ＜未来のパパママ育み事業＞

・昨年度から出前教室の実施回数を50回に増加。昨年度は37講座であったが、今年度は上限の50講座行うことができ、より多くの児童等に命の大切さ等について学ぶ機会を提供することができた。

以上のことから、本施策項目の平成28年度の進捗状況は「B (予定どおり)」と判断する。

#### ＜Plan＞平成28年度の取組

##### ＜心や性の健康問題対策事業＞

・「性に関する指導普及研修会」(7月)を開催し、指導にあたっての留意点や教材の活用等について周知を図った。心や性の健康問題対策協議会(7月・1月)を通し、子どもの心や性の健康問題を解決するために実施する「心や性の健康問題対策事業」を円滑に行うための協議を行った。さらに、経験の浅い養護教諭に対して指導助言を行うスクールヘルスリーダーの派遣を継続し、児童生徒の心や性等の健康問題への対応を引き続き行った。

##### ＜未来のパパママ育み事業＞

・県内の中学・高等学校で出前教室を50講座実施。

#### ＜Do＞成果

##### ＜心や性の健康問題対策事業＞

・「性に関する指導普及研修会」において、基本的な考え方等について周知を図ることができた。また、心や性の健康問題対策協議会では「心や性の健康問題対策事業」を円滑に行うための協議を十分に行うことができ、共通理解を図ることができた。さらに、スクールヘルスリーダー派遣は、経験の浅い養護教諭の心の支えになっており、自信を持って子どもたちに対応できる力量形成に役立っている。

##### ＜未来のパパママ育み事業＞

・平成28年度では27年度に引き続き、県内の中学・高等学校で出前教室を50講座計画し、多くの学校現場で命の大切さを学ぶ機会が提供し、啓発に努めることができた。

#### ＜Check＞課題

##### ＜心や性の健康問題対策事業＞

・学校における感染症対応について、演習を含めた研修の充実が必要である。また、国が推進する「がん教育」の充実が必要である。

##### ＜未来のパパママ育み事業＞

・まだ、当該事業の実施していない学校もあり、また例年出前教室を実施していただいている学校もあるが、より多くの学校で取り入れていただくよう、周知時期や方法を検討する必要がある。

#### ＜Action＞今後の取組

<心や性の健康問題対策事業>

- ・演習を含めた研修会の実施により、校内体制の充実や教職員の感染症対応力の向上を図る。
- ・県福祉保健部等の関係機関と連携しながら、国事業も活用し、「がん教育」の推進を図る。

<未来のババママ育み事業>

- ・性教育の担当者や養護教諭が集まる機会に等などを活用し、本事業の周知を行う。

## ④ 食育の推進

- ・栄養教諭を中心として、学校全体で組織的、体系的に食に関する指導を充実させるとともに学校給食の県産品利用を進め、食育を推進します。
- ・学校と家庭との連携した食育を推進します。

※「区分」欄の番号は「鳥取県の『教育に関する大綱』(第二編『平成28年度重点取組施策』)の項目

事業・取組名	担当課	区分	事業・取組内容
学校における食育推進事業	体育保健課	重点3⑩	食育を推進するため、市町村教委の取組を支援するとともに児童・生徒等への指導用教材を作成する。また、学校給食における県産品利用(地産地消)を推進し、子どもたちに安全・安心な食の提供や地域の食文化を伝えるため、学校給食関係者を対象にした研修会等を行う。【再掲3(13)③】
学校給食指導費	体育保健課		学校給食における衛生管理の充実と食中毒防止に努めるため、衛生管理に関する指導や研修会等を開催するとともに、栄養教諭や学校栄養職員の資質や専門的な指導力の向上を図るための研修を実施する。【再掲3(13)③】

### <平成28年度における取組の点検・評価>

上記事業のうち、「平成28年度アクションプラン重点事業」、「鳥取県の『教育に関する大綱』(第二編『平成28年度重点取組施策』)に関連する主な事業」に指定された事業を主に評価を行った。

取組評価	A (予定以上)	<b>B (予定どおり)</b>	C (やや遅れ)	D (大幅遅れ)
------	----------	------------------	----------	----------

#### 評価理由

##### <学校における食育推進事業>

- ・食育に関する各種取組や研修等を計画的に実施し、学校における食育の推進を図った。

事業としては予定どおりの進捗が見られた。また、数値目標では達成されていない項目は多いものの、平成25年度より着実に数値を伸ばしている項目もあるため、本施策項目の平成28年度の進捗状況は「B(予定どおり)」と判断する。

##### <Plan> 平成28年度の取組

##### <学校における食育推進事業>

- ・各種の栄養教諭、学校栄養職員研修を実施した。栄養教諭配置校(全校)の計画訪問を実施した。食に関する指導資料を作成した(鳥取県学校栄養士協議会委託事業)。「とっとり県民の日」における食育の取組として、県内全栄養教諭、学校栄養職員による食に関する指導を実施した。希望する県立学校において、食育講師等派遣事業を実施した(3校)。学校給食関係者を対象に「学校給食用食材県産品利用(地産地消)推進会議」を開催した。栄養教諭、学校栄養職員を対象に「地場産物を活用した地場産物調理講習会」を開催するとともに、地場産物のパネルを作成した(鳥取県学校給食会委託事業)。

##### <Do> 成果

##### <学校における食育推進事業>

- ・学校における食育推進の在り方について、栄養教諭及び学校栄養職員の知識や指導力の向上を図ることができた。
- ・栄養教諭配置校の取組状況を把握し、実態に沿った助言等を行うことで栄養教諭を中心とした食育推進を図ることができた。
- ・作成した資料は、給食時間や教科等において食に関する指導に活用される予定となっている。
- ・各学校の実態に沿った食育の取組(講演、調理実習)を実施することにより、生徒や教職員の食に関する知識や意識が高まった。
- ・学校給食における地場産物の活用を促すとともに、学校給食を活用した指導や取組の充実を図ることができた。

##### <Check> 課題

##### <学校における食育推進事業>

- ・学校における食育が、「食に関する指導計画」をもとに計画的、継続的に実施されるよう、体制の整備と充実を図る必要がある。

##### <Action> 今後の取組

##### <学校における食育推進事業>

- ・学校教育全体で食育が推進されるよう食育推進の働きかけを行う。また、食に関する指導の充実を図るため、指導用教材の開発と作成を行う。さらに、学校給食を活用した食育の充実を図る。

# 目標3 学校を支える教育環境の充実



## <特に力を入れたい施策（重点取組）と目指すところ>

特に力を入れたい施策と重点取組	目指すところ	ページ
(10)人口減少期を好機と捉えた学校教育の充実 ⑩社会のニーズに対応した県立学校の在り方検討	①公立小・中学校の在り方	89
	②今後の県立高等学校の在り方	90
	③今後の特別支援教育の在り方	91
(11)特色ある学校運営の推進 ⑪学校裁量予算の活用やコミュニティースクール等、学校の自主性を発揮した取組推進	④県民に開かれ、信頼される学校づくり	92
	⑤学校の自立と課題解決力の向上	94
	⑥学校組織運営体制の充実	95
	⑦教職員の過重負担・多忙感	96
	⑧教職員の精神性疾患への対応	97
(12)人的、物的な教育資源の充実 ⑫中長期的な視点での若手、学校リーダーの育成	①教員の資質向上や指導力・授業力の向上	98
	②県民に信頼される教職員の育成	102
	③優秀な人材確保のための教員採用	103
	④学校図書館の整備の推進と教材整備の推進	104
	⑤ICTを活用した教育の推進	105
	⑥校庭の芝生化	106
	⑦環境教育の推進（H26は対象事業なし）	107
(13)安全、安心な教育環境の整備 ⑬食物アレルギー等現代的な課題に対応できる体制整備	①公立学校の耐震対策の推進	108
	②学校内外の安全確保	108
	③安全、安心な学校給食	111
	④特に支援が必要な家庭への支援	112
(14)私立学校への支援の充実 ⑭私立学校の多様な取組への支援	①私立学校の振興	114
	②学校経営の健全性の向上、入学者確保	115
	③私立学校の耐震化	116

## (10) 人口減少期を好機と捉えた学校教育の充実

### ① 公立小・中学校の在り方

- ・公立小、中学校の在り方について検討する市町村教育委員会に対し、支援や適切な人的配置を通して、活力ある学校環境を目指します
- ・少人数学級の利点・知職を活かし、応用力を育てる授業の充実や児童生徒の内発的な学習意欲の向上を図り、成果を検証しながら少人数学級の取組を継続します。

#### <平成28年度関連事業>

事業・取組名	担当課	区分	事業・取組内容
少人数学級の継続	小中学校課	重点	市町村と協力して少人数学級を継続する。

#### <平成28年度における取組の点検・評価>

取組評価	A (予定以上)	B (予定どおり)	C (やや遅れ)	D (大幅遅れ)
評価理由	・市町村と連絡を取り合いながら、少人数学級の継続に向けた調整を行い、本県の特色でもある少人数学級の取組を継続させることができた。また、平成29年度に向けても市町村教育委員会からの要望を受けながら、少人数学級を継続させることができた。 以上のことから、本施策項目の平成28年度の進捗状況は「B (予定どおり)」と判断する。			
<Plan> 平成28年度の取組	・平成28年度も国基準より手厚い県独自の基準による少人数学級を実施することができた。学年ごとに見た増学級増教員数は以下のとおり。 <小学校1・2年>増学級51学級 増教員51人 <小学校3～6年> 増学級62学級 増教員62人 <中学校1年>増学級24学級 増教員34人 <中学校2・3年>増学級35学級 増教員49人 ・国の学級編制基準は、小学校は35人で、それ以外は40人だが、少人数学級の実施により、本県では、小学校の1・2年では1学級当たりの児童数が約21人、小学校3～6年は24人、中学校では27人となっている。			
<Do> 成果				

- ・少人数学級の実施により、学習指導や生活指導など、きめ細かな指導が可能となる。また、学習では、発表時間が確保されたり発表機会が増加したりする等の学習活動の機会が増加し、意欲の高まりや、理解の深まりが見られた。
- ・平成 28 年度全国学力・学習状況調査において、中学校ではいずれも少人数学級の実施校の平均正答率が、県平均と全国平均を上回った。

**<Check> 課題**

- ・近年、本県では、大量退職・大量採用により、教員の世代交代が急速に進んでいる。また、50 代のベテラン教員と若手教員が多いのに対して、両者をつなぐ中間層がとて少ない。少人数学級の実施により、上記の通り全体で約 200 人の教員が増えているため、増加しつつある若手教員にかたして指導のノウハウを伝達していけるのかが少人数学級の実施に密接に関わる課題である。また、近年、鳥取大学に教育学部が存在しないことも影響し、教員を目指す若者の数が減少しつつある。近年、代員の講師が配置できずに非常勤講師で対応せざるを得ないケースもあった。教員の魅力を伝え、意欲のある人材を集めることが必要となっている。

**<Action> 今後の取組**

- ・少人数学級は他の都道府県も注目する鳥取県独自の取組である。今後、人材の育成や、採用等と結びつけた運営が必要となる。また、県独自の優れた取組であることを、もっと呼びかけ理解してもらってはどうか。中には少人数で指導されることを当たり前と感じている方もいるが、子どもたちを育てるために県と市町村が協力していることが伝わると、より保護者・地域からの理解や協力が得られるのではないかと。

**<<有識者の意見>>**

**<人口減少期を好機と捉えた学校教育の充実(全体)>**

- ・人口減少というネガティブな現状に即しながら、むしろ教育内容を充実させる好機と捉えた少人数学級を実施している点は、他に先駆けるモデルとなり得る。さらに地域の特性に寄り添う、独自性ある取り組みを推進していただきたい。

**② 今後の県立高等学校の在り方**

- ・「今後の県立高等学校の在り方に関する基本方針 [平成 25 年度～平成 30 年度] (平成 24 年 10 月) の答申に基づき、関係者等の意見を聞きながら、その内容を具体化、明確化していきます。
- ・中山間地域の高等学校の在り方、活性化の方策等について、立地する市町村と連携しながら、検討を進めます。
- ・「次代を担う生徒を育成するための魅力と活力にあふれる本県高等学校教育の在り方について」(平成 25 年 4 月 23 日鳥取県教育審議会への諮問) の答申を受けて、平成 31 年度以降の高等学校教育の在り方について具体的な計画を策定します。

**<<平成 28 年度関連事業>>**

事業・取組名	担当課	区分	事業・取組内容
高等学校改革推進事業	高等学校課	重点	新しい時代に向けた高校教育の基本的な方向性を定めた「今後の県立高等学校の在り方に関する基本方針」における取組の方向性を具現化する。

**<<平成 28 年度における取組の点検・評価>>**

取組評価	A (予定以上)	<b>B (予定どおり)</b>	C (やや遅れ)	D (大幅遅れ)
------	----------	------------------	----------	----------

**評価理由**

- ・小規模校ならではの地域の特性を活かした教育活動を効果的に進めることを検討するとともに、県教育委員会、知事部局が連携して専門高校における人材育成システムの構築などに取り組むことができた。また、平成 29 年度から、地域と高等学校の連携をより強化するため、小規模校に新たに地域連携担当教員を 2 名配置するなど、より一層の特色づくりに取り組む学校の支援体制を構築することができた。
- 以上のことから、本施策項目の平成 28 年度の進捗状況は「B (予定どおり)」と判断する。

**<Plan> 平成 28 年度の取組**

- ・一層の学校特色化・魅力化に向け学校や地域と意見交換を行う等調整を実施。平成 31 年度以降の本県高校教育の基本的な考え方や施策の方向性を示した「基本方針」に基づき今後の本県高等学校教育を俯瞰しつつ魅力と活力のある学校づくりや小規模校への支援体制を検討。

**<Do> 成果**

- ・小規模校ならではの地域の特性を活かした教育活動を効果的に進めることを検討するとともに、県教育委員会、知事部局が連携して専門高校における人材育成システムの構築などに取り組むことができた。また、平成 29 年度から、地域と高等学校の連携をより強化するため、小規模校に新たに地域連携担当教員を 2 名配置するなど、より一層の特色づくりに取り組む学校の支援体制を構築できた。さらに、平成 28 年度から取り組んでいる県外募集において、平成 29 年度入学確約者数が、前年度を上回る 10 名 (平成 28 年度：4 名) となった。

**<Check> 課題**

- ・各校の特色化・魅力化に向けた取組は進んでいるが、これを推進するための体制整備に加え志願者や入学者の増加につなげる必要がある。

**<Action> 今後の取組**

- ・小規模校の教育の質の確保に向けたさらなる支援策や、県全体での情報発信の取組等を検討中。また県外募集をさらに推進するため、平成 29 年度からは、県外募集実施校やその特色をまとめたパンフレットの作成や県移住相談会における専用ブースの設置など、全県的な広報活動に取り組む。

＜有識者の意見＞

＜人口減少期を好機と捉えた学校教育の充実（全体）＞

・人口減少というネガティブな現状に即しながら、むしろ教育内容を充実させる好機と捉えた少人数学級を実施している点は、他に先駆けるモデルとなり得る。さらに地域の特性に寄り添う、独自性ある取り組みを推進していただきたい。

③ 今後の特別支援教育の在り方

・「鳥取県における今後の特別支援教育の在り方について」（平成26年2月4日鳥取県教育審議会へ諮問）の答申を受けて、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組の方向性を検討します。

＜平成28年度関連事業＞

事業・取組名	担当課	区分	事業・取組内容
インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進	特別支援教育課	重点	鳥取県教育審議会答申「鳥取県における今後の特別支援教育の在り方について」に基づき、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組を推進する。

＜平成28年度における取組の点検・評価＞

取組評価	A（予定以上）	B（予定どおり）	C（やや遅れ）	D（大幅遅れ）
評価理由	<p>・西部地区病弱教育に関すること、通級指導教室の拡充、地域内の特別支援教育体制整備等に関する取組を進めることができた。 以上のことから、本施策項目の平成28年度の進捗状況は「B（予定どおり）」と判断する。</p>			
＜Plan＞ 平成28年度の取組	<p>・国事業等を活用して、市町村の体制整備を進めた。また、西部地区病弱教育について、関係機関との協議を進めた。さらに、通級指導教室の拡充等の基礎的環境整備に係る関係課との連携を図った。</p>			
＜Do＞ 成果	<p>・市町村の実情に合わせた体制整備を進めることにつながった。また、今後の西部地区における病弱教育について、方向性を出すことができた。小中学校課や高等学校課と協議検討を行い、次年度の体制整備の充実につながっている。</p>			
＜Check＞ 課題	<p>・鳥取県教育審議会答申「鳥取県における今後の特別支援教育の在り方について」に基づいて、年次的に取組を進めていくことが必要である。</p>			
＜Action＞ 今後の取組	<p>・平成31年度までの見通しを整理し、事業化を進めていく。</p>			

＜有識者の意見＞

＜人口減少期を好機と捉えた学校教育の充実（全体）＞

・人口減少というネガティブな現状に即しながら、むしろ教育内容を充実させる好機と捉えた少人数学級を実施している点は、他に先駆けるモデルとなり得る。さらに地域の特性に寄り添う、独自性ある取り組みを推進していただきたい。

＜インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進＞

・鳥取県教育審議会答申「鳥取県における今後の特別支援教育の在り方について」を具現化するために、平成31年度までの取組について、その実施計画を早期に示していただきたい。特別支援学校長会とも意見交換をし、案を策定していただければと考えている。

(11) 特色ある学校運営の推進

＜数値目標と実績＞

指 標	H24実績	H25実績	H26実績	H27実績	H28実績	H30目標値
1 学校評価制度（学校関係者評価）実施率	(幼)80.0%	(幼)83.3%	(幼)100%	(幼)100%	(幼)100%	100%
	(小)96.3%	(小)100%	(小)100%	(小)100%	(小)100%	100%
	(中)98.3%	(中)100%	(中)100%	(中)100%	(中)100%	100%
	(県立)100%	(県立)100%	(県立)100%	(県立)100%	(県立)100%	100%
2 学校評価制度（学校関係者評価）公表率	(幼)100%	(幼)83.3%	(幼)100%	(幼)100%	(幼)100%	100%
	(小)75.2%	(小)74.6%	(小)68.7%	(小)67.2%	(小)78%	100%
	(中)74.6%	(中)67.8%	(中)71.2%	(中)64.9%	(中)70%	100%
	(県立)100%	(県立)100%	(県立)100%	(県立)100%	(県立)100%	100%
3 教員の精神性疾患による退職者数の出現率	0.51%	0.61%	0.49%	0.45%	0.32%	0.5%以下

※教員の精神性疾患による退職者数の出現率……文部科学省「公立学校教職員の人事行政状況調査」

# ① 県民に開かれ、信頼される学校づくり

- ・保護者、地域住民等の理解と参画を得て、学校、家庭、地域の連携協力による学校づくりを目指します。
- ・学校教育の成果と課題、自己評価及び学校関係者による評価結果の公表やその結果に基づき授業改革を始めとする学校運営の改善を図るなど、保護者や地域住民等県民への説明責任を適切に果たす取組を充実します。
- ・学校公開週間の実施などによる開かれた学校づくりの推進や学校支援ボランティアによる支援など、学校サポート体制の強化を目指します。
- ・教職員一人ひとりのコンプライアンスの意識の徹底を図るとともに、不祥事を起こさない、起こさせない職場風土を構築します。【3-(12)に再掲】

＜平成28年度関連事業＞ ※「区分」欄の番号は「鳥取県の『教育に関する大綱』（第二編『平成28年度重点取組施策』）」の項目

事業・取組名	担当課	区分	事業・取組内容
教育行政監察業務	教育総務課	重点 3-⑧	県民の信頼を損なうような事案の発生を皆無にするため、コンプライアンスの徹底を図る。
学校支援ボランティア事業 (国補助事業及び県事業)	小中学校課	2-①	地域住民等の参画により、学校の教育活動を支援する仕組みをつくり、様々な学校支援活動を実施することに対して助成する。【再掲1(1)②】
土曜授業等実施支援事業	小中学校課	重点 1-⑩	全ての子どもたちの土曜日における教育活動の充実を図るため学校・家庭・地域が連携・協力して行う学校における授業、地域における多様な学習や体験活動の機会の充実等の取組を推進【再掲3(11)②】
特色ある小中9年教育支援事業	小中学校課	重点 1-①	地域の次代を担う地域人材の育成のため、地域住民等の参画による中学校区全体のネットワーク会議を設置して、目指す子ども像の共有と協働による学校運営を推進し、地域の特色を生かした小中9年間を見通した系統性のあるカリキュラムづくりを実践する市町村を支援する。【再掲3(11)②】
高等学校教育企画費	高等学校課		県立高等学校に対する指導・助言を行い関係団体への助成等や各学校の学校徴収金徴収の支援を行う。
県立学校第三者評価推進事業	高等学校課		全県立学校33校（鳥取豊学校ひまわり分校含む）において、毎年8～9校ずつ第三者評価を実施する。
倉吉農業高等学校演習林活用事業	高等学校課		近年手入れが十分でなかった倉吉農業高等学校の演習林（約110ha）について、計画的に間伐等の整備を行うとともに、学校教育活動のみならず、広く「県民の森」としての利活用を行う。【再掲2(8)⑤】

## ＜平成28年度における取組の点検・評価＞

上記事業のうち、「平成28年度アクションプラン重点事業」、「鳥取県の『教育に関する大綱』（第二編『平成28年度重点取組施策』）」に関連する主な事業に指定された事業を主に評価を行った。

取組評価	A (予定以上)	B (予定どおり)	C (やや遅れ)	D (大幅遅れ)
------	----------	-----------	----------	----------

### 評価理由

#### ＜教育行政監察業務＞

- ・コンプライアンス・ハンドブックの改訂、コンプライアンス推進員研修や各所属における自発的な研修等を行い、継続して意識啓発を行っており、懲戒処分事案は減少してきている。

#### ＜学校支援ボランティア事業（国補助事業及び県事業）＞

- ・補助事業を活用して約8割の小中学校で学校支援ボランティア活動が実施されるなど取組が定着している。また、研修会を通じてコーディネーター等のスキルアップを図るとともに「地域と学校の協働」に向けた取組の必要性について示すことができた。

#### ＜土曜授業等実施支援事業＞

- ・土曜授業等を実施しようとする市町村を、国事業及び単県事業で支援するとともに、連絡協議会を開催し、課題解決に向けた協議を行うことにより、各地域の実情に応じた土曜日の教育環境づくりが進んでいる。

#### ＜特色ある小中9年教育支援事業＞

- ・地域住民との協働・連携による小中一貫教育を推進するため、中学校区で住民参画の協議会を設置し、目指す子ども像を共有して小中9年間の系統性のあるカリキュラム（試案）を作成が進んでいる。

以上のことから、本施策項目の平成28年度の進捗状況は「B（予定どおり）」と判断する。

### ＜Plan＞平成28年度の取組

#### ＜教育行政監察業務＞

- ・コンプライアンス・ハンドブックの改訂、コンプライアンス推進員を対象とした研修の実施や不祥事防止データベースにおける啓発資料等の充実などにより、各所属における主体的なコンプライアンス対策の取組を支援した。コンプライアンス推進員研修では、第1回目をコンプライアンス全般、第2回目を個人情報保護をテーマとした研修を実施し、当該推進員の更なる資質・意識の向上を図った。さらに、ハラスメント対策担当者への研修実施等により、各所属におけるハラスメント防止の取組を支援した。

#### ＜学校支援ボランティア事業（国補助事業及び県事業）＞

- ・単県補助事業「地域で育む学校支援ボランティア事業費補助金」及び国庫補助事業「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金」を活用して、13市町1学校組合が学校支援ボランティア活動を実施。「地域とともにある学校づくり」推進フォーラム及び学校支援ボランティア研修会（導入編、ステップアップ編）を開催。

#### ＜土曜授業等実施支援事業＞

- ・「土曜授業実施支援事業」（国事業）は、今年度2町（南部町、日南町）から申請を受け、土曜授業のモデル地域として実施計画に基づき実施した。また、「土曜授業等実施支援事業」（単県事業）は、今年度11市町村から申請を受け、実施計画に基づき実施した。

#### ＜特色ある小中9年教育支援事業＞

・3つのモデル地域において、地域住民等の参画によるネットワーク会議を開催し、小中9年間を見通した実践が進められている。

#### <Do> 成果

##### <教育行政監察業務>

・各所属における自発的な研修等の取組が継続して行われている。

##### <学校支援ボランティア事業(国補助事業及び県事業)>

・県内の約8割の小中学校で単県補助事業もしくは国庫補助事業を活用して学校支援ボランティア活動を実施し、取組が定着している。また、登下校の見守りも多くの学校で実施されている。さらに、研修会等を通じてコーディネーター等のスキルアップを図るとともに、「地域と学校の協働」に向けた取組について考えていただく機会とすることができた。

##### <土曜授業等実施支援事業>

・土曜授業等を実施しようとする市町村を国及び単県事業で支援すると共に、連絡協議会を開催し学校、家庭、地域の三者が連携、役割分担しながら子どもたちに豊かな教育環境を提供する体制づくりについて協議を行った。各市町村の取組を県教育研究大会でのパネル展示や本課のホームページで紹介し、土曜日等の教育環境づくりに社会全体で取り組むことの重要性や取組の成果等について県内に広く発信した。

##### <特色ある小中9年教育支援事業>

・定期的にネットワーク会議が開催され、地域の特色を生かしたカリキュラムが作成・試行されている。

#### <Check> 課題

##### <教育行政監察業務>

・研修のマンネリ化を防止し、実効ある内容として継続するため、研修内容や実施方法を工夫するなどして、引き続き各所属における自発的な取組の支援を行っていくとともに、県費負担教職員の服務監督権限を有する市町村教育委員会との連携を強化していく必要がある。

##### <学校支援ボランティア事業(国補助事業及び県事業)>

・単県補助事業が平成31年度に廃止されるに伴い、これまでの取組が失速することがないよう国庫補助事業へのスムーズな移行を支援する。また、「学校支援」から「地域と学校の協働」となる体制構築を目指し、今後も研修会等を通じ、継続的に支援していくことが必要。

##### <土曜授業等実施支援事業>

・学校、家庭、地域が一体となり土曜日における教育活動の充実を図るための持続可能な体制づくりが必要。地域の特色を生かした取組を推進し参加者を増やす工夫が必要。教員が課業日に振替を取りやすい校内体制整備、実施回数及び実施時期の検討が必要。

##### <特色ある小中9年教育支援事業>

・小中9年間を見通した特色あるカリキュラムの改善 ・各地域の取組の様子について情報発信が必要

#### <Action> 今後の取組

##### <教育行政監察業務>

・コンプライアンス推進員への活動支援や各所属への意識啓発等に係る情報提供などを進め、引続き教職員一人一人へのコンプライアンス意識の浸透を図る。コンプライアンス推進員研修の受講等について市町村教育委員会や市町村立小中学校長会への参加呼びかけを強化する。

##### <学校支援ボランティア事業(国補助事業及び県事業)>

・平成29年度から多くの学校が国庫補助事業に移行するが、補助制度に差異があるため、混乱が生じないように丁寧に説明を行うなど、必要な支援を行う。また、「地域と学校の協働」体制の推進に向けて、地域と学校が将来の子ども像を共有し、それを実現していくためにそれぞれの役割を果たすことが出来る取組となるよう、研修会等を通じて支援していく。

##### <土曜授業等実施支援事業>

・市町村教育行政懇談会で、事業の見直しについて各市町村教育長に説明を行うとともに、連絡協議会等で平成30年度に向けて財政支援の在り方等も含めて各市町村と意見交換を行う。また、土曜授業及び土曜学習において取組の趣旨を町全体で共有し、学校・家庭・地域が連携・協力した一体的な取組となるよう、連絡協議会を実施し、市町村を支援する。

##### <特色ある小中9年教育支援事業>

・小中9年間を見通した系統性のあるカリキュラムの改善を支援する。また、モデル地域を訪問し、各地域の取組状況を把握し指導助言を行う。また、県教育委員会 HP 等で取組の様子について情報発信を行う。さらに、学校と保護者や地域住民が連携を図った学校運営体制づくり、小中が連携したカリキュラム作成や合同授業研究会の在り方について情報発信し、全県に展開する。

#### <有職者の意見>

##### <学校支援ボランティア事業(国補助事業及び県事業)>

・平成29年度から単県事業で支援されている取組も国庫補助事業へ移行していくとのことであるが、国庫補助が打ち切られた場合はどうなるのだろうか。事業補助により有益な活動、取組が誕生している今、補助事業が続いている間に、恒常的な取組になるような予算措置等の在り方を検討し始めてほしい。

・学校支援ボランティア事業は、将来の子ども像を共有しそれを実現させていくために、地域が学校に対しボランティアで支援するものである。退職された地域の年配の方々にとっては「生きがいづくり」となり、学校においては「貴重な社会人講師」ということで「Win-Win」の関係性で進められるものとする。

##### <土曜授業等実施支援事業>

・協働協議会をもち、市町村と意見交換をするのも大切だが、趣旨は当然理解されるものの、運用する組織や人、財源等が整備されない限り、特定の自治体職員の負担となってしまう。他の事業をスクラップしない限り、進めていくことは、現時点では困難な点が多い。

・主旨はよく理解できるが、教員の負担は大きい。保護者によっては自助努力が薄れることがあり、心配である。

## ② 学校の自立と課題解決力の向上

- ・県立学校の学校裁量予算が、各学校の課題や生徒の実態に応じて、学校長がより創意あふれる学校経営ができるよう制度の充実、改善を図ります。
- ・自らの学校が抱える課題をしっかりと把握し、その解決に向けて、コミュニティスクールの導入や土曜日を活用した取組など、先進的に取り組もうとする学校に対して、積極的な支援を行います。【2-(6)に再掲】

＜平成28年度関連事業＞ ※「区分」欄の番号は「鳥取県の『教育に関する大綱』（第二編『平成28年度重点取組施策』）」の項目

事業・取組名	担当課	区分	事業・取組内容
県立学校裁量予算事業（高等学校運営費）	教育環境課 高等学校課	重点	学校運営費、教職員旅費、学校独自事業費（高等学校）の総額を年度当初に学校に一括配分し、学校長の裁量による予算執行により、独自性を発揮した学校運営を行う。
県立倉吉農業高等学校畜産施設改修事業	教育環境課		県内の農業・酪農の中心となる将来のスペシャリスト育成のため、老朽化した畜産施設の改修・整備を行う。
土曜授業等実施支援事業	小中学校課	重点 1-⑩	全ての子どもたちの土曜日における教育活動の充実を図るため、学校・家庭・地域が連携・協力して行う学校における授業、地域における多様な学習や体験活動の機会の充実などの取組を推進する。
特色ある小中9年教育支援事業	小中学校課	重点 1-①	地域の次代を担う地域人材の育成のため、地域住民等の参画による中学校区全体のネットワーク会議を設置して、目指す子ども像の共有と協働による学校運営を推進し、地域の特色を生かした小中9年間を見通した系統性のあるカリキュラムづくりを実践する市町村を支援する。
県立学校裁量予算学校独自事業	高等学校課	2-② 3-⑥	各学校の教育課題解決、特色づくり推進、教育目標達成のための事業を実施し、学校運営費、教職員旅費と併せた学校長の裁量による予算執行により、独自性を発揮した学校運営を行う。
地域に役立つ「学びの場とつとめ」創生事業	教育・学術振興課 (知事部局)		学校などが課題解決や魅力向上に、首都圏などの若者とともに取り組む特色のある長期インターンシップ（学校魅力化コーディネーターなどとして活動）を行う。インターンシップを行う若者のマッチングや活動の日常的支援を実施する。

### ＜平成28年度における取組の点検・評価＞

上記事業のうち、「平成28年度アクションプラン重点事業」、「鳥取県の『教育に関する大綱』（第二編『平成28年度重点取組施策』）」に関連する主な事業に指定された事業を主に評価を行った。

取組評価	A（予定以上）	<b>B（予定どおり）</b>	C（やや遅れ）	D（大幅遅れ）
------	---------	-----------------	---------	---------

#### 評価理由

##### ＜県立学校裁量予算事業（高等学校運営費）、県立学校裁量予算学校独自事業＞

・学校の自立と課題解決力の向上について、学校裁量予算により、学校の独自性を発揮した事業の実施が可能となるなど、特色ある学校づくりにつながっている。

##### ＜土曜授業等実施支援事業＞

・土曜授業等を実施しようとする市町村を、国事業及び単県事業で支援するとともに、連絡協議会を開催し、課題解決に向けた協議を行うことにより、各地域の実情に応じた土曜日の教育環境づくりが進んでいる。

##### ＜特色ある小中9年教育支援事業＞

・地域住民との協働・連携による小中一貫教育を推進するため、中学校区で住民参画の協議会を設置し、目指す子ども像を共有して小中9年間の系統性のあるカリキュラム（試案）を作成が進んでいる。

以上のことから、本施策項目の平成28年度の進捗状況は「B（予定どおり）」と判断する。

#### ＜Plan＞平成28年度の取組

##### ＜県立学校裁量予算事業（高等学校運営費）、県立学校裁量予算学校独自事業＞

・裁量予算の制度を持続可能なものとするため、予算額のベースとなる過去3年間の決算平均額を24～26年度分に固定し予算額を確保するとともに、執行残額を繰越可能としている。

##### ＜土曜授業等実施支援事業＞

・「土曜授業実施支援事業」（国事業）は、今年度2町（南部町、日南町）から申請を受け、土曜授業のモデル地域として実施計画に基づき実施した。また、「土曜授業等実施支援事業」（単県事業）は、今年度11市町村から申請を受け、実施計画に基づき実施した。

##### ＜特色ある小中9年教育支援事業＞

・3つのモデル地域において、地域住民等の参画によるネットワーク会議を開催し、小中9年間を見通した実践が進められている。

#### ＜Do＞成果

##### ＜県立学校裁量予算事業（高等学校運営費）、県立学校裁量予算学校独自事業＞

・学校裁量予算により、各学校の教育方針や課題に対応するための独自の取り組みや中長期的な計画に基づく事業の実施が可能となっている。

##### ＜土曜授業等実施支援事業＞

・土曜授業等を実施しようとする市町村を国及び単県事業で支援するとともに連絡協議会を開催し、学校、家庭、地域の三者が連携・役割分担しながら子どもたちに豊かな教育環境を提供する体制づくりについて協議を行った。また各市町村の取組を県教育研究大会でのパネル展示や本課ホームページで紹介、土曜日等の教育環境づくりに社会全体で取組むことの重要性や取組の成果等について県内に広く発信した。

##### ＜特色ある小中9年教育支援事業＞



・定期的にネットワーク会議が開催され、地域の特色を生かしたカリキュラムが作成・試行されている。

<Check> 課題

<県立学校裁量予算事業（高等学校運営費）、県立学校裁量予算学校独自事業>

・各学校の需要に応じた予算配分にしていく必要がある。

<土曜授業等実施支援事業>

・学校、家庭、地域が一体となり、土曜日における教育活動の充実を図るための持続可能な体制づくりが必要。地域の特色を生かした取組の推進し参加者を増やす工夫が必要。教員が課業日に振替を取りやすい校内体制整備、実施回数及び実施時期の検討が必要。

<特色ある小中9年教育支援事業>

・小中9年間を見通した特色あるカリキュラムの改善。各地域の取組の様子について情報発信が必要

<Action> 今後の取組

<県立学校裁量予算事業（高等学校運営費）、県立学校裁量予算学校独自事業>

・平成28年度から再配分のための保留額の割合を高めるなどの取り組みをしており、引き続き、各学校の需要に応じた予算配分とすることができるよう工夫していく。

<土曜授業等実施支援事業>

・市町村教育行政懇談会で、事業の見直しについて各市町村教育長に説明を行うとともに、連絡協議会等で平成30年度に向けて財政支援の在り方等も含めて各市町村と意見交換を行う。また、土曜授業及び土曜学習において、取組の趣旨を町全体で共有し、学校・家庭・地域が連携・協力した一体的な取組となるよう、連絡協議会を実施し、市町村を支援する。

<特色ある小中9年教育支援事業>

・小中9年間を見通した系統性のあるカリキュラムの改善を支援する。モデル地域を訪問し、各地域の取組状況を把握し指導助言を行う。さらに、県教育委員会 HP 等で取組の様子について情報発信を行う。学校と保護者や地域住民が連携を図った学校運営体制づくり、小中が連携したカリキュラム作成や合同授業研究会の在り方について情報発信し、全県に展開する。

<<有識者の意見>>

<土曜授業等実施支援事業>

・連絡協議会をもち、市町村と意見交換をするのも大切だが、趣旨は当然理解されるものの、運用する組織や人、財源等が整備されない限り、特定の自治体職員の負担となってしまう。他の事業をスクラップしない限り、進めていくことは、現時点では困難な点が多い。  
・主旨はよく理解できるが、教員の負担は大きい。保護者によっては自助努力が薄れることがあり、心配である。

③ 学校組織運営体制の充実

・多様化する教育ニーズや課題に対して、迅速かつ適切に対応することができる学校運営組織づくりや必要に応じて専門機関と連携を図る体制の確立、特に今後予想される、児童生徒数の減少に対応できる学校運営組織の構築、強化を目指します。

<<平成28年度関連事業>>

事業・取組名	担当課	区分	事業・取組内容
県立学校裁量予算事業（高等学校運営費）	教育環境課 高等学校課	重点	学校運営費、教職員旅費、学校独自事業費（高等学校）の総額を年度当初に学校に一括配分し、校長の裁量による予算執行により、独自性を発揮した学校運営を行う。【再掲3(11)②】

<<平成28年度における取組の点検・評価>>

取組評価	A（予定以上）	B（予定どおり）	C（やや遅れ）	D（大幅遅れ）
評価理由	<p>・学校の自立と課題解決力の向上について、学校裁量予算により、学校の独自性を発揮した事業の実施が可能となるなど、特色ある学校づくりにつながっている。 以上のことから、本施策項目の平成28年度の進捗状況は「B（予定どおり）」と判断する。</p>			

<Plan> 平成28年度の取組

・裁量予算の制度を持続可能なものとするため、予算額のベースとなる過去3年間の決算平均額を24～26年度分に固定し予算額を確保するとともに、執行残額を繰越可能としている。

<Do> 成果

・学校裁量予算により、各学校の教育方針や課題に対応するための独自の取り組みや中長期的な計画に基づく事業の実施が可能となっている。

<Check> 課題

・各学校の需要に応じた予算配分にしていく必要がある。

<Action> 今後の取組

・本年度から再配分のための保留額の割合を高める等の取組をしており、引き続き各学校の需要に応じた予算配分となるよう工夫する。

#### ④ 教職員の過重負担・多忙感

- ・教職員が一人ひとりの児童生徒に向き合う環境を整えるため、現場の状況を踏まえて教職員数の確保に努めるとともに、外部人材の活用を積極的に進めます。
- ・業務改善に向けた取組を行うモデル校での成功事例を積み上げ、他校へ広げるなどして教職員の過重負担、多忙感の解消を図るとともに、校務に関する事務処理の効率化により、児童生徒一人ひとりに教員が向き合う環境づくりを目指します。

＜平成28年度関連事業＞ ※「区分」欄の番号は「鳥取県の『教育に関する大綱』（第二編『平成28年度重点取組施策』）」の項目

事業・取組名	担当課	区分	事業・取組内容
教職員いきいき！プロジェクト推進事業	教育総務課	重点 3-⑦	学校教職員の多忙解消・負担感軽減のためのプロジェクトチームによる対策検討を進め、学校現場の業務改善意識を醸成するための研修を実施するとともに、学校カイゼン活動を行う学校等を支援する。
学校問題解決支援事業	教育総務課		学校現場を取り巻く問題の解決や教職員の負担軽減に向けて、弁護士と相談業務委託契約を締結し、法律相談窓口を開設することにより、学校を支援する。
学事支援事業	教育環境課		生徒の学籍、出欠、成績等の情報を集計・管理するシステムを整備して、教職員間での生徒情報の共有化と事務処理の効率化を図る。

#### ＜平成28年度における取組の点検・評価＞

上記事業のうち、「平成28年度アクションプラン重点事業」、「鳥取県の『教育に関する大綱』（第二編『平成28年度重点取組施策』）」に関連する主な事業に指定された事業を主に評価を行った。

取組評価	A (予定以上)	B (予定どおり)	C (やや遅れ)	D (大幅遅れ)
評価理由				
<p>＜教職員いきいき！プロジェクト推進事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校カイゼン推進校において具体的な取組に着手し、教職員の意識等に一定程度の効果はあったが、依然として時間外業務が多い状況が続くなど、顕著な効果は出ていない。</li> </ul> <p>学校カイゼン推進校において具体的な取組に着手し、教職員の意識等に一定程度の効果はあり、また、平成28年度の実態調査において月80時間を超える時間外勤務を行う教職員の割合は全国平均よりも低かった（小：国33.5%、県6%（134人）、中：国57.6%、県23.4%（310人））ものの、100時間を超える者が小中合わせ143人と現状からすれば依然として教職員の加重負担・多忙の解消に向け顕著な効果は出ていない。以上のことから、本施策項目の平成28年度の進捗状況は「C（やや遅れ）」と判断する。</p>				
<p>＜Plan＞ 平成28年度の取組</p>				
<p>＜教職員いきいき！プロジェクト推進事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県立学校12校を学校カイゼン推進校に指定し、校内教職員向けのカイゼン研修の開催等を行い、各学校において学校カイゼン活動を実施した。また、学校管理職を対象としたトップセミナーを開いたほか、市町村教育委員会等が開催するカイゼン研修に講師を派遣した。</li> </ul>				
<p>＜Do＞ 成果</p>				
<p>＜教職員いきいき！プロジェクト推進事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校カイゼン推進校において業務カイゼンの具体的な取組が行われたほか、教職員の意識向上にも一定程度効果はあった。また、市町村立学校においても研修を実施した職員の意識向上を図ることができた。</li> </ul>				
<p>＜Check＞ 課題</p>				
<p>＜教職員いきいき！プロジェクト推進事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校カイゼン推進校の取組が充実するような支援及び学校カイゼン推進校指定の終わった学校への支援が必要。</li> </ul>				
<p>＜Action＞ 今後の取組</p>				
<p>＜教職員いきいき！プロジェクト推進事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校カイゼン推進校（県立8校）に対し、校内研修講師を派遣し、推進校指定の終わった学校を含めて外部指導者による指導体制を整備する。又、市町村教委等が主催する研修会に講師を派遣し、市町村立学校の取組を支援する。</li> <li>・特に月80時間超の速やかな解消を市町村との共通目標とし、新たに設置した「学校業務カイゼン活動推進検討会」等で学校業務の削減・効率化を検討し、実施していく。</li> </ul>				

#### ＜有職者の意見＞

##### ＜教職員の過重負担・多忙感（全体）＞

- ・この項目も、極めて重要な課題と考える。
- 当然のことであるが、質の高い教育を目指すのであれば、前提として、この項目への対応が十分に確保されている必要がある。しかしながら活用できる人的、経済的資源には限りがあるので、すべてをそつなくという発想ではなく、優先順位をよく整理して順位の高いものから取組むという工夫が必要と思われる。実際には、順位の低いものは後回しにすることになるので、簡単にできることではないと思うが、すぐに成果が出ないとしても、あるいは多少の批判が予想されるとしても、組織を挙げてこのような発想の取組みに力を入れていく必要があるのではないだろうか。
- ・教職員の過重負担・多忙感の解消を図るため、研修・意識向上への努力は見受けられるが、実務にあたったときの仕事量の改善が、実態として図られ、成果となっているのかを知りたいところである。精神面では理解しているが、いざ仕事の中に入っていくと、改善まで繋がっているのかどうか。

- ・不登校、生徒指導上の問題への対応のため、放課後の家庭訪問支援会議等を繰り返す実態があり、大きな負担となっている。学校組織としての対応を進めたい。
- ・「教職員の加重負担・多忙感」については、H28年度の最終評価はCとなっている。  
学校現場においては、発達障がい等のある生徒の対応、様々な保護者への対応と合意形成、生徒指導、部活動等があり、実際に多忙である。「多忙感」との認識ではなく「多忙」という認識で検討が必要であると考ええる。

## ⑤ 教職員の精神性疾患への対応

- ・教職員が心身ともに健康で働くことのできる職場環境を整備し、それぞれの職場での組織としての対応を進めるとともに、相談窓口を整えるなどして、精神性疾患による休職者の減少を図ります。

### ＜平成28年度関連事業＞

事業・取組名	担当課	区分	事業・取組内容
教職員厚生事業費	教育総務課	重点	教育関係職員の福利厚生の増進と働きやすい職場環境作りを推進する。
教職員健康管理事業費	教育総務課	重点	各職場の安全衛生管理体制を整備し、職場における職員の健康管理を行うとともに、疾病の早期発見と生活習慣病の予防等のため、定期健康診断等を実施する。
教職員心の健康対策事業費	教育総務課	重点	管理職の研修（職場づくり）、教職員の意識向上、相談窓口の設置、専門職員によるカウンセリング等を行う。休職者や復職者を支援するとともに、それを抱える職場の管理職等への指導助言を行う。また、新たにストレスチェック事業を実施する。

### ＜平成28年度における取組の点検・評価＞

取組評価	A (予定以上)	B (予定どおり)	C (やや遅れ)	D (大幅遅れ)
------	----------	-----------	----------	----------

#### 評価理由

##### ＜教職員厚生事業費＞

- ・心のケアに関する公立学校共済組合の事業については、継続して教職員に利用されている。

##### ＜教職員健康管理事業費＞

- ・教職員の心のケアを行う他の事業（ストレスチェック等）を下支えするインフラとしての役割を果たしている。

##### ＜教職員心の健康対策事業費＞

- ・精神性疾患の休職者数の減少が見込みよりも大きかった。

以上のことから、本施策項目の平成28年度の進捗状況は「B（予定どおり）」と判断する。

#### ＜Plan＞平成28年度の取組

##### ＜教職員厚生事業費＞

- ・公立学校共済組合への負担金

##### ＜教職員健康管理事業費＞

- ・産業医の配置：ストレスチェック制度においては、高ストレス者と判定された者の面接指導を行う医師となった。また健康管理審査会の開催：教職員の健康の状況に応じ、健康管理区分について審査した。神経・精神障がい健康管理審査会（委員5名）は、5月、8月、11月、2月に開催した。

##### ＜教職員心の健康対策事業費＞

【教職員の意識啓発】管理職向けメンタルヘルス研修会（7月）、校長・教頭等への研修（教育センターと連携し、年数回）を実施。

【相談体制の充実】相談窓口の設定運営（電話、メール等）

【ストレスチェック事業（※県教委事務局及び県立学校）】ストレスチェック（10月～11月）。医師による面接指導（12月～1月）。

【休職者や復職者の支援】復職支援検討会及び職場復帰訓練（所属長の依頼により随時実施）。本人又は所属長の依頼に基づく面談等（通年）。

#### ＜Do＞成果

##### ＜教職員厚生事業費＞

- ・公立学校共済組合が、共済事業として「教職員の心の健康」に関する事業を実施した。（ストレスドック（心理検査と面接：県内3病院に委託）、心の健康相談事業（面接：県内7病院に委託）、教職員電話相談24（24時間対応：民間委託）、面談によるメンタルヘルス相談（民間委託、公立学校直営病院）、心の悩みホットライン（公立学校直営病院））

##### ＜教職員健康管理事業費＞

- ・ストレスチェック制度においては、計8名の教職員の面接指導を行った。また、神経・精神障がい健康管理審査会では、精神性疾患による休職者28名をはじめ、復職後も健康管理区分により勤務制限の措置を行っている教職員について審査を行った。

##### ＜教職員心の健康対策事業費＞

- ・昨年度よりも精神性疾患の休職者数が減少し（34名→28名）、出現率も低下した（0.45% → 0.32%）。

#### ＜Check＞課題

##### ＜教職員厚生事業費＞

- ・引き続き、公立学校共済組合を支援し、共済事業による教職員の精神性疾患への対応を行う。

##### ＜教職員健康管理事業費＞

- ・健康管理審査会の委員（精神科医）が長期在任となっている。委員を依頼できる県内の精神科医（勤務医）が少ないことによる。
- <教職員心の健康対策事業費>
- ・一般教職員の意識啓発、セルフケアの向上。市町村立学校に対する支援の充実。管理職のさらなる意識向上とマネジメント能力の発揮促進（ラインによるケア、職場の相互に支援し合う同僚性の高い職場づくり）。

<Action> 今後の取組

<教職員厚生事業費>

- ・引き続き、公立学校共済組合を支援し、共済事業による教職員の精神性疾患への対応を行う。

<教職員健康管理事業費>

- ・産業医の配置、健康管理審査会の開催は引き続き実施する。また、長期在任となっている健康管理審査会の委員の交代について、検討を行う。

<教職員心の健康対策事業費>

- ・引き続き、県教委事務局及び県立学校においてはストレスチェック制度を実施する（教職員のセルフケアの充実を図る。各所属別の集団分析結果を所属長にフィードバックすることにより、ラインによるケアを強化する）。管理職向け研修会等により職場環境の改善に対する管理職の理解促進。小中学校の要望に応じた、心の健康相談員の派遣。

<有職者の意見>

<教職員健康管理事業費>

- ・学校の安全体制、管理体制の整備については、検査に引っかかり、定期検査の必要な者も増えている。職員の高齢化に伴い、その実態を管理、指導する体制が必要である。職員の多忙化対策の専門員は増員できないのか。

<教職員心の健康対策事業費>

- ・課題に「教職員が職場で違いに支援しあう同僚性の高い職場づくり」とあるが、課題となっている点を考えれば、教職員に負担（仕事）がかかっている面もあるのかな、と想像している。人間関係にもつながるので、意見を出し合いながら本質をつかみ、協力体制を構築することが必要。

## (12) 人的、物的な教育資源の充実

<数値目標と実績>

指 標	H24実績	H25実績	H26実績	H27実績	H28実績	H30目標値	
4 子どもたちの学びの質の向上 観点②：学び方の質・学習状況							
(4)意欲、授業に向かう姿勢【再掲2-(5)】	「身に付けた知識・技能や経験を生活の中で活用できないか考える」児童生徒の増加	—	(小6)65.1% (中3)35.9%	(小6)64.9% (中3)39.2%	(小6)64.8% (中3)40.4%	(小6)68.4% (中6)42.7%	向上
	「授業の中で『わかった』、学んだことについて『もっと知りたい』と感じる」児童生徒の増加	—	(小6)84.4% (中3)78.3%	(小6)84.5% (中3)80.1%	(小6)84.9% (中3)84.8%	(小6)-(※1) (中3)-(※1)	向上
	「学校の授業は、内容がわかりやすく、勉強することの充実感を感じる」生徒の増加	—	(高2)69.4%	(高2)69.9%	(高2)70.9%	(高2)66.7%	向上
	「児童生徒の様々な考えを引き出したり、思考を深めたりする発問や指導をする」学校の増加	—	(小)95.3% (中)92.0%	(小)95.5% (中)93.7%	(小)96.2% (中)92.1%	(小)94.6% (中)93.3%	向上
	「 教員の増加	—	(高)89.6%	(高)90.2%	(高2)89.9%	(高2)90.5%	向上

(※1)全国学力・学習状況調査では該当の質問項目がなかったためデータなし

### ① 教員の資質向上や指導力、授業力の向上

- ・教員の大量退職時代の到来を迎え、若手育成や学校リーダー育成等を中長期的な視点で行い、様々な教育ニーズや課題に対して、迅速かつ適切に対応することができる教職員の資質や指導力の向上及び適切な人材の確保を目指します。
- ・児童生徒が、「分かる喜び」や「できる楽しさ」を実感し、学習意欲を高める授業、課題解決能力や思考力を育む授業が展開できるよう、教員の授業力を高め、授業改革を進めます。【再掲2-(5)】
- ・授業改革に取り組む教育研究団体の活動を支援し、連携して教職員の研究活動の活性化を図ります。【再掲2-(5)】
- ・教職員の能力向上に向けて、自主的な研修の推進や、人的なネットワークづくりを進め、教職員の授業改革意欲を高めます。
- ・エキスパート教員による積極的な授業の公開や中学校区でのティームティーチングの取組などにより、優れた指導力を広げ、教職員の授業力の向上を図ります。
- ・2020年の学習指導要領の完全実施による小学校での英語の教科化や中学校での英語による授業実施に向けて、教員の指導力向上や児童生徒が実際に英語のコミュニケーション活動を体験できる機会の拡充等、先導的な英語教育を推進します。

＜平成28年度関連事業＞ ※「区分」欄の番号は「鳥取県の『教育に関する大綱』（第二編『平成28年度重点取組施策』）」の項目

事業・取組名	担当課	区分	事業・取組内容
エキスパート教員認定制度	小中学校課	重点1⑦	他の教員のモデルとなるような優れた教育実践を行っている教員を「エキスパート教員」として認定し、その優れた指導技術等を普及させていくことにより、本県教員の指導力の向上を図る。
教科でつながる小中連携授業力向上支援事業	小中学校課	重点1②	これまでの施策により定着した小中連携の取組を基盤としつつ、全国学力・学習状況調査結果等を踏まえた中学校区の学力課題の解決に向け、教科でつながり、教科研究を通して小中の指導のノウハウを共有し、小中相互の教員の授業力向上を図るための研究を推進する。【再掲2(5)④】
小学校理科教育パワーアップ事業	小中学校課	重点1④	優れた指導力を有する教員を配置した拠点校を中核に公開授業や教員研修（県教育センターとの連携）の実施、さらに教育研究団体との連携を通し全県的に小学校理科における教師の授業力向上を図る【再掲2(5)④】
情報モラル教育推進事業	小中学校課	重点1⑥	小中学校における情報モラル教育の推進について、情報教育サポーター、鳥取県ICT活用教育推進協議会コンソーシアム（産業界、大学、県警、県教委等）と連携してモデル的に取り組み、その成果を全県に普及する。【再掲2(8)②】
学校教育支援事業	教育センター		学校訪問型の研修や研究団体と連携した研修を実施する。学校支援体制の充実と学校との共同研究や成果還元による授業力・学校教育力の向上を図る。【再掲2(5)④】
教科・領域指導力向上ゼミナール	教育センター		教育課題についての専門的知識を基盤とする少人数・高度化した実践的研修を実施し、中核となる教員の指導力向上を図る。【再掲2(5)④】
教職員研修費	教育センター	1⑦	教職経験等に応じ職務遂行に必要な資質・指導力の向上をめざした研修を実施。重点ポイントとして、若手・リーダーの育成やICT活用教育・アクティブ・ラーニングの推進、OJTの促進に取り組む。【再掲2(5)④】
教職員派遣研修費	高等学校課		教職員の資質や指導力の向上を図るため計画的に各種講座・研修会や大学院、研究機関、民間企業等に派遣する。
授業力向上への取組	各教育局	重点	<p>○東部教育局：確かな学力を育む授業改善への支援（エキスパート教員の協力を得たり小中の枠を超えて異校種の協議を深めたりしながらワークショップを開催し、若手や中堅リーダーを育成する。）</p> <p>○中部教育局：学校教育目標の達成につなげるため、学校訪問、授業参観等を積極的に行い、各校が充実した校内研究が実施できるよう支援する。ニーズに合わせた研修や情報提供を行い、教職員の資質向上を図る（外国語担当者研修会の開催等）。【再掲2(5)④】</p> <p>○西部教育局：学校教育目標の達成につながる授業力・学級経営力の向上をめざして、「シリーズ学習評価」「西部教育局特別支援学級における授業づくり」「西部教育局教師として大切にしたいこと」等を活用して、子どもに確実に力をつける授業づくりや学力向上を支える学級づくりについて、継続した指導・支援、情報提供を行う。【再掲2(5)③】</p> <p>西部地区学びをつなぐ・心をつなぐ・生活をつなぐ連携推進事業を一層推進するために、【10の視点】や「西部教育局校内授業研究充実のためのポイント」を活用して、協働性と専門性に支えられた学校としての授業力向上に向けて、一貫性・継続性のある支援を行う。【再掲2(5)④】</p>

＜平成28年度における取組の点検・評価＞

上記事業のうち、「平成28年度アクションプラン重点事業」、「鳥取県の『教育に関する大綱』（第二編『平成28年度重点取組施策』）」に関連する主な事業に指定された事業を主に評価を行った。

取組評価	A (予定以上)	B (予定どおり)	C (やや遅れ)	D (大幅遅れ)
評価理由				
<p>＜エキスパート教員認定制度＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>認定した107名のエキスパート教員が、積極的に授業公開や研修会を行い、優れた指導技術の普及に努めた。</li> </ul> <p>＜教科でつながる小中連携授業力向上支援事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施中学校区で、小中合同研修会や小中合同授業研究会が開催され、小中連携した授業改善の取組が進んだが、予定していた20中学校区での事業実施が、15中学校区での実施にとどまった。</li> </ul> <p>＜小学校理科教育パワーアップ事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>拠点校による自校の研究推進は深まったが、その取組を全県に広げるための公開授業研究会の開催が少なかったこと、外部からの参加者が少なかったことから、全県的に小学校理科における教員の授業力向上まで至っていない。</li> </ul> <p>＜情報モラル教育推進事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施中学校区では情報モラル教育推進の取組を行ったが、3学校区をモデル校区に指定する予定が1中学校区のみの実施となった。</li> </ul> <p>＜教職員研修費＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中部地区を震源とする地震や大雪のため中止や延期とした研修はあったが、教職員研修全般は当初の予定どおり実施することができた。</li> </ul> <p>＜授業力向上への取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東部教育局：授業改善ワークショップを2回開催。2回とも教職員対象のエキスパート教員に学ぶワークショップを実施。エキスパート教員ならではの授業づくり、学級づくりの極意を実際の動画や子どもの作品をもとに学ぶ機会とした。参加者は、教師としてのあり方についても深く感銘を受け、子どもが主体的に学ぶ授業改善に生かすヒントを得るとともに、目指す教師像を得た参加者も多くいた。</li> <li>中部教育局：中部地区講師研修会、中部地区外国語担当者研修会を実施し、どちらの研修会においても、参加者から高い肯定的評価を得ている。さらに、全ての小学校、中学校へ訪問し、授業参観を行い、授業改善についての指導助言を行うことができた。</li> <li>西部教育局：各学校の課題やニーズに応じた要請訪問を実施することができ、年間を通して関わる学校も着実に増えている。さらに、計画訪問を</li> </ul>				

通して、今後の方向性を提案することができた。

予定どおり進捗している事業もあるものの、「教科でつながる小中連携授業力向上支援事業」「小学校理科教育パワーアップ事業」「情報モラル教育推進事業」では進捗の遅れが見られる。また、数値目標 2-「学校の授業は内容がわかりやすく勉強することの充実感を感じる」生徒の増加、「児童生徒の様々な考えを引き出したり思考を深めたりする発問や指導をする」学校の増加」では数値は低下している。さらに、2020年の学習指導要領の完全実施に向けた教員の英語力に課題があることから、本施策項目の平成28年度の進捗状況は「C（やや遅れ）」と判断する。

#### <Plan> 平成28年度の取組

##### <エキスパート教員認定制度>

・107名（小学校26名、中学校24名、高等学校42名、特別支援学校15名）をエキスパート教員に認定し全県で授業公開を行うとともに、所属校を中心に授業についての指導助言を行う等、優れた指導技術等の普及に努めた。新規認定者及び異動のあった認定者に対する所属校訪問の実施、連絡協議会の開催により、エキスパート教員の効果的な活用について理解を深め、エキスパート教員同士の連携を図った。

##### <教科でつながる小中連携授業力向上支援事業>

・15中学校区で事業を実施し、県教育委員会指導主事も継続的に関わりながら、各中学校区で重点教科を定めて小中連携した取組を展開した。また、東、中、西、各地区で研究主任を対象とした研修会を開催し、各学校の授業研究の推進を図った。

##### <小学校理科教育パワーアップ事業>

・拠点校の加配教員が県教育センターの教科・領域指導力向上ゼミナールに参加し「資質・能力の育成を目指した授業実践」について研修を深めた。また、拠点校による授業研究会や研修会を実施し、拠点地域への授業力向上に努めた。鳥取県小学校教育研究会理科部会による講演会の開催や先進校視察の成果を各小学校における授業づくりに還元した。とりっこドリル理科（活用編）の作成と配布を行った。

##### <情報モラル教育推進事業>

・1中学校区において、情報教育サポーターや外部講師等を活用し、情報モラル教育の推進に向けた取組を実施。（授業研究会及び公開研究会の開催（7月、10月）、人権教育参観日での外部講師による講演会の開催（10月、11月）、小中9年間を見通したモデルカリキュラムの作成、小学校5、6年生及び全中学生とその保護者対象のアンケートの実施（年2回））

##### <教職員研修費>

○教職員研修等実施協議会の開催： ・研修体系の見直しと教育センターのあり方検討 → 「教員育成マップ」「OJTガイド」の策定  
・回数 → 年間4回 ・メンバー → 外部有識者、市町村教育長等 計10名

【基本研修】初任者研修12日。10年経験者件数9日。教員研修ハンドブックの活用（初任者から3年目までに対応）。基本研修に新たな教育課題に関する内容を位置づけ。研修で学んだことを校内で還元。ミドルリーダー育成を意識した研修内容の充実。初任者と10年経験者との合同研修。昨年度に引き続き、初任者研修でAB日程（小・中）を実施。

【職務研修】学校経営に係る研修にOJTの内容を位置づけ。学校リーダー育成のためのミドルリーダーステップアップ研修の継続実施。若手教員育成の一つとして講師研修を継続実施。

【専門研修】伝統文化、ふるさと講座などの継続実施。喫緊の教育課題に対応した教科・領域指導力向上ゼミナールの継続実施。県立博物館、県立図書館、埋蔵文化財センター等との連携。

##### <授業力向上への取組>

・東部教育局：エキスパート教員の協力を得て東部教育局主催「授業改善」ワークショップを以て開催。（第1回8月19日、第2回12月26日）

・中部教育局：① 中部地区講師研修会を実施し、講師の授業力向上を目指した。第1回研修会では、「単元を見通した授業づくり」の大切さを伝え、指導案作成を行った。第2回研修会は、小学校2校を会場として授業研究会を実施した。（全体研修1回、授業研究会2会場）

② 中部地区外国語担当者研修会を実施し、今後の英語教育の方向性について研修を行なった。第1回研修会では、全体での講義や校種ごとの演習等を行なった後、中学校区で実施する授業研究会についての協議を行なった。第2回研修会は、各中学校区での授業研究会を実施した。（全体研修1回、中学校区での授業研究会8会場）

③ 要請訪問、各市町の計画訪問への同行等において、授業参観、授業改善についての指導助言を行なった。

・西部教育局：研究主任等情報交換会の実施。外国語及び算数の教科調査官を招聘した研修会・講演の実施。全国学力・学習状況調査抽出結果及び国の調査結果を活用した情報提供と指導助言。エキスパート教員による公開授業の実施。教科でつながる小中連携授業力向上支援事業、小学校理科パワーアップ事業実施校への支援・指導助言。

#### <Do> 成果

##### <エキスパート教員認定制度>

・優れた授業を参観することにより、他の教員の授業力向上につながった。  
・所属校での授業公開や授業についての指導助言などにより、他の教員の指導力により影響があった。

##### <教科でつながる小中連携授業力向上支援事業>

・県教育委員会指導主事等が事業実施中学校区の授業研究会等に継続的に指導・助言を行うことで、学力指標に基づいた取組への意識が高まりつつある。また、小中連携した学力向上に向けた取組の推進が図られた。さらに、算数や外国語活動の教科調査官を招へいして研究主任対象の研修会を開催し、校内研究の進め方等について理解が深まった。

##### <小学校理科教育パワーアップ事業>

・県教育センターでの研修成果を所属校に還元し、目指す理科授業の方向性や授業スタイルの共通理解が図られた。  
・教職員、児童ともに理科への関心・意欲が高まった。

##### <情報モラル教育推進事業>

・情報モラル教育の推進に向けて、情報教育サポーターや外部講師を活用した校内研究や講演会等を通じて、教員の情報モラル教育の指導力向上が

図られるとともに、児童生徒・保護者への指導・啓発につながった。

#### <教職員研修費>

- ・基本研修の初任者研修や2年目研修では、エキスパート教員の授業参観や講義を盛り込んだことにより、モデルとなる授業をイメージし、自己の課題に気づく授業改善をしていくきっかけとなった。教科・領域指導力向上ゼミナール（小学校理科、中学校理科、高等学校学習科学メンター育成）で、理論研修や指導案作成、授業研究、先進校視察等の研修をとおして、自分自身の課題の自覚や授業改善に向けた意欲を高めることができた。専門研修では、全国的に著名な講師による講義や演習を研修内容に盛り込んで実施し、受講者の満足度が高かった。受講者による研修満足度（アンケート）の目標（悉皆研修：80%以上、希望研修：90%以上）、ICT活用教育推進研修の実施（学校CIO研修、情報化推進リーダー研修、県内自治体向けのICT活用出前研修）、ICT活用教員70%以上。

#### <授業力向上への取組>

- ・東部教育局：第1回、第2回合わせてエキスパート教員の参加がのべ26名、参加者が67名であった。エキスパート教員の協力を得て授業改善の具体的な方策を示すことで、参加者・エキスパート教員双方の意欲を高めることができた。
- ・中部教育局：① 第1回研修会の参加者アンケートでは98.6%の肯定的評価を得た（未記入1.4%）。研修をもとに各講師は指導案を作成、自校で実践し管理職からの指導を受けた。第2回研修会の授業研究会では各自が自校で受けた指導をもとに協議を行うことができていた。  
② 第1回研修会の参加者アンケートでは、小学校100%、中学校91%の肯定的評価を得た。各中学校区での授業研究会では、小中連携の体制が定着してきており、参加者のアンケートでは、全ての会場で100%の肯定的評価を得た。  
③ 全ての小・中学校へ訪問し授業参観、指導助言を行った。複数回の訪問により年間を通し授業改善に関わることができた学校もあった。
- ・西部教育局：研究主任との連携を図ることにより学習評価の視点を生かした授業づくりの重要性が各学校に浸透した。教科調査官を招聘して次期学習指導要領改訂に係る国の動向や方向性、課題克服のための具体的な方策を提示したことにより、地教委及び各学校における円滑な接続や授業改革への取組が進んだ。西部地区の学力の現状をデータで提示して市町村教委及び各校と課題を共有することができた。

#### <Check> 課題

##### <エキスパート教員認定制度>

- ・認定者の認定分野、地区ごとに偏りが見られるとともに、認定者数の伸び悩みが見られる。

##### <教科でつながる小中連携授業力向上支援事業>

- ・校区で「めざす学びの姿」等の共有化は図られたが、日々の授業実践につなげるため組織的な授業改善の取組の継続が必要である。

##### <小学校理科教育パワーアップ事業>

- ・拠点校が行う授業研究会や研修会等への拠点地域からの参加体制の整備が必要。
- ・県教育委員会と鳥取県小学校教育研究会理科部会との情報共有及び事業推進体制の更なる充実が必要。

##### <情報モラル教育推進事業>

- ・校内授業研究会やモデルカリキュラムの作成等、中学校区の体制づくり中心に行ったため、取組を全県に普及できなかった。

##### <教職員研修費>

- ・集合研修での学びが授業改善につながるような企画の工夫。 ・集合研修と校内研修とのつながりがある往還型研修の実施。

##### <授業力向上への取組>

- ・東部教育局：8月のワークショップについては、他機関の行事等の関係で期日の決定が非常に困難な中、開催した。結果、参加者が16名という少数であった。開催時期、開催回数について検討が必要である。
- ・中部教育局：① 今後増えることが見込まれる講師の授業力向上は、喫緊の課題であり、今後も充実させていく必要がある。講師経験にも差があるため、研修内容について十分な検討を行い、工夫する必要がある。  
② 小学校への外国語導入に向けて、研修内容と小中連携のさらなる充実が必要となる。  
③ 各学校が授業研究会を実施しているが、そこで明らかになった授業改善のポイントが日々の授業へ生かされていない状況がある。
- ・西部教育局：全ての教職員の確実な指導力向上の実現と各校における若手育成への支援。次期学習指導要領改訂への円滑な接続に向けた市町村教委及び各校の取組の具体化。各事業実践校への積極的な働きかけによる支援の充実と各校への成果還元。エキスパート教員の効果的な活用と新規エキスパート教員の育成。

#### <Action> 今後の取組

##### <エキスパート教員認定制度>

- ・アンケート等を活用し、認定制度の成果と課題について把握しながら改善を図るとともに、新規及び更新認定者の確保に向け、市町村教育委員会、学校へ協力依頼を行う。

##### <教科でつながる小中連携授業力向上支援事業>

- ・全国学力・学習状況調査の自校採点等による学力指標に基づく授業改善を推進する。
- ・県教育委員会と市町村（学校組合）教育委員会が協働して、各学校の学力向上に向けた取組を継続する。

##### <小学校理科教育パワーアップ事業>

- ・校長会、県教育委員会HP、教育だより「夢ひろば」等を活用した拠点校の取組についての情報発信と鳥取県小学校教育研究会理科部会と連携を図った各拠点地域の取組の活性化を図る。理科学習ノートの改善に向けた鳥取県小学校教育研究会理科部会との協議を行う。

##### <情報モラル教育推進事業>

- ・今年度作成したモデルカリキュラムを基に授業を実施する。
- ・授業公開やモデルカリキュラム、実践事例集等を県教育委員会のHPで公開する等、モデル中学校区の取組を全県に普及する。

##### <教職員研修費>

- ・計画的な人材育成を進めるための校内OJT促進を図ることを目的とした校内研修等への支援を行う。
- ・教育情報の収集発信、提供や「教科・領域指導力向上ゼミナール」「アドバイザー派遣事業」等の成果について情報発信を進める。
- ・現場の多様なニーズに応えられるための更なる研修講座を充実させる。

#### <授業力向上への取組>

- ・東部教育局：平成29年度については、8月の開催を見送り、12月の開催を充実させる。
- ・中部教育局：①「中部版スクラム教育（第3期）」事業における連絡協議会等の機会を利用して、講師の状況や学校のニーズを把握し、研修内容の工夫につなげる。②来年度も全体研修1回、各中学校区での授業研究会を実施し、さらなる充実につなげる。
- ③ 学校訪問、授業研究会等の機会を捉えて、日々の授業改善への意識を高める助言を行う。
- ・西部教育局：横断的・系統的な指導についてのより具体的・実践的な情報発信と指導助言。先行実施となる小学校外国語活動・外国語、道徳科についての継続的な情報発信。エキスパート教員及び各事業実践校の取組についての情報発信。

#### <C評価となったことに対する今後の取組>

OH31年度の学習指導要領の完全実施に向けた教員の英語力に課題がある。

- 小学校全教員を対象とした研修を実施。また、中高の英検準1級資格未取得者に対し年2回の英語力向上研修を新たに実施するとともに、教員採用試験において英検準1級以上の者の加点措置を拡充。

### <有職者の意見>

#### <エキスパート教員認定制度>

- ・現在、小学校26名、中学校24名、高校42名、特別支援学校15名ということである。今後教科等のバランスを考えながら、学校からの推薦だけではなく、教育委員会からも声をかけていただきながら推薦できたらと考える。
- ・今後の配置について、ビジョンを持って進めてほしいと考える。エキスパート教員の優れた指導技術が普及できないのは、加配ではなく定数内の教員であるからである。すべてのエキスパート教員を加配にするのは難しいが、一部でも加配ができればと考える。

#### <小学校理科教育パワーアップ事業>

- ・小学校の理科教育の質的向上を図るのは級外に専科教員を配置するしかないと考える。  
理由の一つは、理科という教科の性質上、実験・観察等を伴い、その予備実験や準備、学習後の片付け、さらにおびたしい用具の管理等に多くの時間を要することである。空き時間のある中学校教員でさえ「理科の先生は大変」と思われている。まして空き時間のない小学校教員にそれを求めることは至難の業である。結果、簡単なキットを購入して組み立てるような実験もどきの授業が多くなってしまいうように思う。
- 二つ目は、小学校高学年ともなれば、専門性の高い学習内容に興味を持つようになるという点である。少し難しいくらいのほうが学習意欲が高まる。小中一貫校に勤務したとき、5、6年の理科、美術、音楽を中学校教員が行ったが、児童には大変効果があった。特に理科は、生物、化学、物理、地学等ジャンルが多岐にわたり、中学校以上の免許をもつ教職員が望ましいと考える。高い専門性をもつ教員による授業は魅力的だ。
- 理由の三つ目。小学校では、どうしても、全学年通して行う教科である算数・国語の研究が主流になりやすく、理科・社会のように3年生以上でないといけない教科は、全校体制として取り組む研修や研究の対象になりにくいという風土がある。
- 以上のことから、拠点校がどんなに努力されても視野が広がるのには、限界があると感じる。目の前の子どもをおいてまで遠くまでかけて理科教育を学ぶということは、心情的に難しい。この拠点校方式の事業を進めることによる効果を期待するより、望ましいのは、理科専科の教員配置を少しずつでも進め、その教員の専門性をさらに高めていくほうが格段の効果があると考え。

#### <その他>

- ・小学校全教員を対象とした研修を実施。また、中高の英検準1級資格未取得者に対し年2回の英語力向上研修を新たに実施するとともに、教員採用試験において英検準1級以上の者の加点措置を拡充。

## ② 県民に信頼される教職員の育成

- ・教職員一人ひとりのコンプライアンスの意識の徹底を図るとともに、不祥事を起こさない、起こさせない職場風土を構築します。【再掲3-(11)】

<平成28年度関連事業> ※「区分」欄の番号は「鳥取県の『教育に関する大綱』（第二編『平成28年度重点取組施策』）」の項目

事業・取組名	担当課	区分	事業・取組内容
教育行政監察業務	教育総務課	重点 3④	県民の信頼を損なうような事案の発生を皆無にするため、コンプライアンスの徹底を図る。【再掲3(11)①】
教職員人事管理	小中学校課 特別支援教育課 高等学校課		学校における教職員の人事管理業務及び校長会、事務長会等において学校管理に係る指導を行う。

### <平成28年度における取組の点検・評価>

上記事業のうち、「平成28年度アクションプラン重点事業」、「鳥取県の『教育に関する大綱』（第二編『平成28年度重点取組施策』）」に関連する主な事業に指定された事業を主に評価を行った。

取組評価	A (予定以上)	B (予定どおり)	C (やや遅れ)	D (大幅遅れ)
評価理由				

#### <教育行政監察業務>

- ・コンプライアンス・ハンドブックの改訂、コンプライアンス推進員研修や各所属における自発的な研修等を行い、継続して意識啓発を行っており、



懲戒処分事案は減少してきている。 以上のことから、本施策項目の平成28年度の進捗状況は「B（予定どおり）」と判断する。
<b>&lt;Plan&gt; 平成28年度の取組</b>
<b>&lt;教育行政監察業務&gt;</b> ・コンプライアンス・ハンドブックの改訂、コンプライアンス推進員を対象とした研修の実施や不祥事防止データベースにおける啓発資料等の充実などにより、各所属における主体的なコンプライアンス対策の取組を支援した。コンプライアンス推進員研修では、第1回目をコンプライアンス全般、第2回目を個人情報保護をテーマとした研修を実施し、当該推進員の更なる資質・意識の向上を図った。また、ハラスメント対策担当者への研修実施等により、各所属におけるハラスメント防止の取組を支援した。
<b>&lt;Do&gt; 成果</b>
<b>&lt;教育行政監察業務&gt;</b> ・各所属における自発的な研修等の取組が継続して行われている。
<b>&lt;Check&gt; 課題</b>
<b>&lt;教育行政監察業務&gt;</b> ・研修のマンネリ化を防止し、実効ある内容として継続するため、研修内容や実施方法を工夫するなどして、引き続き各所属における自発的な取組の支援を行っていくとともに、県費負担教職員の服務監督権限を有する市町村教育委員会との連携を強化していく必要がある。
<b>&lt;Action&gt; 今後の取組</b>
<b>&lt;教育行政監察業務&gt;</b> ・コンプライアンス推進員への活動支援や各所属への意識啓発等に係る情報提供などを進め、引続き教職員一人一人へのコンプライアンス意識の浸透を図る。コンプライアンス推進員研修の受講等について市町村教育委員会や市町村立小中学校長会への参加呼びかけを強化する。

### ③ 優秀な人材確保のための教員採用

・説明会を開催するなどして受験者の確保に取り組むとともに、教員採用試験を創意工夫し、優秀な人材の採用に努めます。

#### <<平成28年度関連事業>>

事業・取組名	担当課	区分	事業・取組内容
教員採用試験	小中学校課 特別支援教育課 高等学校課	重点	試験区分の工夫に加え、現職教諭を対象とした選考やスポーツ・芸術の分野に秀でた者を対象とした選考等の特別選考を実施して、優秀な人材の確保に努める。

#### <<平成28年度における取組の点検・評価>>

取組評価	A (予定以上)	B (予定どおり)	C (やや遅れ)	D (大幅遅れ)
評価理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校課：全校種において、集団討議を実施できたが、実施内容、実施時期及び実施方法の検討が必要である。また、英語に係る資格保有者に対する加点措置を導入したが、周知方法において課題があった。</li> <li>・特別支援教育課：前年度並みの受験者数を確保することができた。また、特別選考で現職教員を採用することができた。</li> <li>・高等学校課：試験区分の改善により、専門性の高い人材を確保することができた。</li> </ul> <p>以上のことから、本施策項目の平成28年度の進捗状況は「B（予定どおり）」と判断する。</p>			
<b>&lt;Plan&gt; 平成28年度の取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校課：本年度採用対象者に対する大学等説明会及び次年度以降の採用対象者に対する説明会を拡充。ふるさと定住機構との連携。採用試験ポスターの配布（県内主要駅、空港等への掲示）。広報課と連携し、とっとり県政だよりでの広報活動。</li> <li>・特別支援教育課：他担当課と連携して、説明会の開催、試験区分の工夫や特別選考を盛り込んだ選考試験を実施した。</li> <li>・高等学校課：試験区分の改善、特別選考における受験資格及び試験内容の変更。首都圏等での募集説明会の開催</li> </ul>			
<b>&lt;Do&gt; 成果</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校課：本年度採用対象者への大学説明会は全18大学252名が参加。次年度採用対象者への説明会は全7大学52名が参加。県政だよりへの掲載（3月号）。また、ふるさと定住機構と連携し、関西の大学で説明会を開催することができた。</li> <li>・特別支援教育課：前年度並みの受験者数を確保できた。特別選考における現職教諭を対象とした選考で2名採用することができた。</li> <li>・高等学校課：専門性の高い人材の確保、受験者の精選、説明会会場の増により（H27：21箇所→H28：27箇所）、大学生等の参加者が増加。</li> </ul>			
<b>&lt;Check&gt; 課題</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校課：特定の対象者のみの発信であるため情報発信力が弱いと考える。広報課やふるさと定住機構等など、メディアとの連携が必要。</li> <li>・特別支援教育課：継続して受験生の確保は必要である。また課題解決に向けた柔軟な発想と対応能力を持つ教員を選考できるような、集団討議のあり方について改善が必要である。</li> <li>・高等学校課：優秀な人材の確保のための受験者数の増、アクティブ・ラーニングの推進に資する人材の確保。</li> </ul>			

**<Action> 今後の取組**

- ・小中学校課：受験者数拡大に向け、鳥取県の特徴等の情報を含め採用試験の情報発信を広報課やふるさと定住機構と連携し拡充したい。
- ・特別支援教育課：他担当課と連携して受験生の確保の取組を継続し、選考試験の内容については特に集団討議のあり方の改善策を検討する。
- ・高等学校課：募集広報活動の工夫、集団討議の改善。

**<<有職者の意見>>**

**<教員採用試験>**

- ・中学校での理科教育については、毎年講師対応となり、学年によっては教師が何人も変わる実態となっている。人材の確保が先である。
- ・特別支援学校の教員の男女比を見れば、圧倒的に女性が多い。そのために、トイレ介助、入浴指導等、性に対応した指導ができていない状況がある。このようなことから、教員採用においても、このような現実を配慮したものにしていただけありがたい。

**④ 学校図書館の整備の推進と教材整備の推進**

- ・学校図書館資料の充実を図るため、学校図書館図書標準の達成を目指すとともに、全ての学校への司書教諭の発令と司書など学校図書館の諸事務にあたる職員の配置を推進します。
- ・学校図書館司書や司書教諭の資質向上につながる研修や訪問相談を充実します。【2-(8)に再掲】
- ・県立図書館から学校図書館等へ2日以内に図書が届く物流システムの活用と促進を図ります。
- ・県立学校の図書館業務の効率化と利便性を高めるため、図書管理システムの充実に努めます。

**<平成28年度関連事業>** ※「区分」欄の番号は「鳥取県の『教育に関する大綱』（第二編『平成28年度重点取組施策』）」の項目

事業・取組名	担当課	区分	事業・取組内容
読書指導の充実事業費	教育環境課		図書管理システムの運営を行い学校図書館業務の効率化と利便性を高め、学校教育活動の支援を行う。
生きる力を育むとっとり学校図書館活用教育普及事業	図書館 小中学校課 高等学校課	重点 1-④	平成27年度に策定した「学校図書館活用教育推進ビジョン」をもとに就学前から小、中、高等学校まで一貫した見通しを持った学校図書館活用教育推進の普及・啓発を図る。【再掲 1(3)⑤】
市町村図書館等協力支援事業	図書館		県内市町村図書館に対して職員研修と訪問相談を実施することで、各館職員のスキルアップと図書館サービスの充実に資するとともに、県立図書館と市町村図書館、高等学校・特別支援学校図書館等を結ぶ物流・連携のネットワークを構築することで、県民への県立図書館資料とサービスの提供と、各館間の連携推進を実現する。【再掲 1(3)⑤】

**<平成28年度における取組の点検・評価>**

上記事業のうち、「平成28年度アクションプラン重点事業」、「鳥取県の『教育に関する大綱』（第二編『平成28年度重点取組施策』）」に関連する主な事業に指定された事業を主に評価を行った。

取組評価	A (予定以上)	<b>B (予定どおり)</b>	C (やや遅れ)	D (大幅遅れ)
評価理由				

**<生きる力を育むとっとり学校図書館活用教育普及事業>**

- ・教育センターとの連携や講師派遣等、様々な研修を通じ「鳥取県学校図書館活用教育推進ビジョン」及び「学校図書館活用教育ハンドブック」の啓発を行った結果、学校図書館関係者への普及が進みつつある。また、各種研修が学校図書館関係者のスキル向上につながり、学校図書館の授業活用の重要性について理解されつつある。
- 以上のことから、本施策項目の平成28年度の進捗状況は「B (予定どおり)」と判断する。

**<Plan> 平成28年度の取組**

**<生きる力を育むとっとり学校図書館活用教育普及事業>**

- ・学校図書館活用教育普及講座を開催し、学校図書館の理念・目標、活用の意義を再確認するとともに、学校図書館・情報メディアを活用した情報リテラシー教育の実践につながる具体的な取り組みの研修を行った。(東中西の3地区、参加者125名)
- ・市町村教育委員会や教育団体の要望に応じて、学校図書館活用推進の研修会に学校図書館支援員を派遣し、司書教諭や学校司書対象に様々なテーマで研修講師を務めた。(派遣回数15回、参加者564名)
- ・県立学校の要望に応じて図書館の効果的活用方法等のテーマでセミナーを開催。(派遣回数4回、参加者342名)
- ・教育センターと連携し、新任司書教諭研修や初任者教諭研修において学校図書館支援員が講師を務め、学校図書館活用教育推進ビジョン等について説明した。(合計8回 参加者360名) ・学校図書館司書研修を開催した。(年2回 参加者93名)
- ・「学校図書館活用教育推進ビジョン」のポスターを作成し、県内全学校に配布し周知と活用の普及を行った。

**<Do> 成果**

**<生きる力を育むとっとり学校図書館活用教育普及事業>**

- ・「鳥取県学校図書館活用教育推進ビジョン」の策定を受け、学校図書館の目指す方向性が明確になり、学校図書館関係者への普及が進みつつある。また、「学校図書館活用教育ハンドブック」の活用が進み、学校での具体的な取り組みにつながった。教育センターとの連携により、図書館活用教育について、教員の研修の機会が拡充した。また、司書教諭と学校司書と一緒に学ぶ研修会の依頼が増加し、学校図書館の授業活用の重要性について

て理解されつつある。学校司書や司書教諭、教員を対象とした講座において先進事例を紹介し、学校図書館関係者のスキル向上につながっている。

<Check> 課題

<生きる力を育むとっとり学校図書館活用教育普及事業>

- ・「学校図書館活用教育推進ビジョン」の実現のため、ビジョンの周知に努めるとともに、今後、各関係課と連携して、学校図書館のさらなる活性化・利用促進を図る必要がある。

<Action> 今後の取組

<生きる力を育むとっとり学校図書館活用教育普及事業>

- ・「学校図書館活用ハンドブック」の掲載事例を増やし、学校現場で具体的に活用できる実践事例を増やしていくことでさらなる活用を図る。
- ・学校図書館関係者を対象とした研修等の実施について、各市町村へ積極的に働きかけを行う。

<有識者の意見>

<市町村図書館等協力支援事業>

- ・合併後、地区の図書館は閉古鳥が鳴いているのではないかと。もっと地区は地区のあり方があるのではないかと。独自性を求める。

⑤ ICT を活用した教育の推進

- ・ICTを活用した教育を充実し基礎学力の定着とICTを前提とした21世紀型スキルの取得を目指し、ICT活用教育推進のためのビジョンの構築を行います。
- ・ICTを有効に活用する教職員の育成や県立学校における機器の導入など、児童生徒の情報活用能力の育成と分かりやすく理解の深まる授業の実現を目指します。

<平成28年度関連事業> ※「区分」欄の番号は「鳥取県の『教育に関する大綱』（第二編『平成28年度重点取組施策』）」の項目

事業・取組名	担当課	区分	事業・取組内容
県立学校ICT環境整備事業費	教育環境課 高等学校課	1-⑥	県立学校において、インターネットや情報機器を積極的に活用した授業を展開できるよう、各教室や情報処理室用のコンピュータ、プロジェクタ、ネットワーク等のICT環境を整備する。
タブレット端末で授業改革推進事業	高等学校課		基礎的な学力の習得が不十分な生徒に対し学校独自の基礎科目（学び直し）を設定、タブレット端末を活用しながら学習及び学力の定着指導を行う等ICT機器を活用した授業改革の推進を図る【再掲2(5)③】
教育情報ネットワーク事業	教育センター		先進的な研修を実施するためにタブレット型端末（スレートPCなど）等のICT機器の整備を行う。
ICT活用教育推進事業	教育環境課 教育センター	重点 1-⑥	21世紀型スキルなどの、学校に求められる学びの質的变化への対応と、ICT活用教育推進研修や、学校訪問型研修をさらに充実させ、ICTを活用した授業設計の提案と教員のスキル向上を図る。また、学校CIO研修や情報化推進リーダー研修を実施し、校内での「教育の情報化」における体制づくりを推進していく。さらに、産官学からなる、ICT活用教育推進協働コンソーシアムにより、鳥取県版の新しいソリューション開発や実現をめざす。

<平成28年度における取組の点検・評価>

上記事業のうち、「平成28年度アクションプラン重点事業」、「鳥取県の『教育に関する大綱』（第二編『平成28年度重点取組施策』）」に関連する主な事業に指定された事業を主に評価を行った。

取組評価	A (予定以上)	B (予定どおり)	<b>C (やや遅れ)</b>	D (大幅遅れ)
評価理由				

<県立学校ICT環境整備事業費>

- ・インターネットや情報機器を活用した授業を展開できるよう、県立学校に情報処理用のコンピュータ、プロジェクタ、ネットワーク等のICT環境の整備に引き続き取り組んでいる。

<ICT活用教育推進事業>

- ・教育環境課：鳥取県ICT活用教育推進協働コンソーシアム会員により、小中高生を対象としたプログラミングコンテストの開催など、ICT活用人材の育成事業を実施することができた。
- ・教育センター：専門研修や基本研修（各校種の初任者研修、5年目研修、10年経験者研修）で、タブレット端末を活用した授業づくり研修や情報モラル教育に関する研修を行い、基本的なICT活用の授業づくりや情報モラル教育に関する実践力を高めることができた。学校CIO研修（全校種全学校悉皆の集合研修1回）と情報化推進リーダー研修（全校種全学校悉皆の集合研修2回）を実施し、学校内での推進を進めることができた。

各事業とも予定どおりの進捗が見られるが、数値指標2-10「教員のICT活用指導力調査における児童・生徒のICT活用を指導する能力」をみると、目標の「全国平均」を下回り、かつ数値も低下している。以上のことから、本施策項目の平成28年度の進捗状況は「C（やや遅れ）」と判断する。

<Plan> 平成28年度の取組

<県立学校ICT環境整備事業費>

- ・書画カメラの導入、ネットワーク回線の高速化、教室用プロジェクタの最新型への更新などに取り組んだ。

<ICT活用教育推進事業>

- ・教育環境課：コンソーシアム幹事会を2回開催したほか、コンソーシアム会員による小中高生を対象としたプログラミングコンテスト、一日Rubyプログラミング体験教室などを実施。
- ・教育センター：専門研修や基本研修（各校種の初任者研修、5年目研修、10年経験者研修）で、タブレット端末を活用した授業づくり研修や情報

モラル教育に関する研修を実施。また、管理職対象の学校 CIO 研修と校内情報担当対象の情報化推進リーダー研修を学校悉皆で実施し、教育の情報化のための校内推進を図るための研修を実施。

<Do> 成果

<県立学校 ICT 環境整備事業費>

・ICT 機器を活用した児童生徒の学ぶ意欲の向上につながっている。

<ICT 活用教育推進事業>

・教育環境課：ICT 活用人材の育成に資することができた。  
 ・教育センター：学校に整備されている ICT 機器と同じ機器で研修を行い、実際の授業場面を想定して演習を行っているので、現場で実践につながっている。また、全校種全学校で、教育の情報化に向けた校内での推進のための実践を行ってもらうことができた。

<Check> 課題

<県立学校 ICT 環境整備事業費>

・ICT 機器の教育現場でのより効果的な活用を推進していく必要がある。

<ICT 活用教育推進事業>

・教育環境課：プログラミング体験教室について中部、西部にも広げていく必要がある。  
 ・教育センター：研修受講者以外の教員への啓発と指導力の向上が必要。また、校内での教育の情報化に向けた推進体制の構築と継続した推進へ向けた取組が必要。

<Action> 今後の取組

<県立学校 ICT 環境整備事業費>

・学校現場と連携してより効果的な ICT 機器の活用方法について検討していく。

<ICT 活用教育推進事業>

・教育環境課：コンソーシアム幹事会と連携して中部、西部でのプログラミング体験教室の開催を検討していく。  
 ・教育センター：最新の情報を反映させながら研修内容を見直しより充実した内容とし、また基本研修や指導主事派遣研修により県内教員の情報教育全般の指導力向上を図る。新任校長研修での学校 CIO 研修の実施と新任情報化リーダー研修を実施し教育の情報化の推進を図る。

<その他>

・ICT 機器の効果的活用について事例紹介等を行い、授業力向上を図る。  
 ・ICT に係るエキスパート教員認定を進める。

<<有識者の意見>>

<ICT 活用教育推進事業>

・学校 CIO のための研修に出たこともあるが、職員の中にいる指導者での対応、普及には限界がある。鳥取市の場合 1 名 ICT 推進員がおられるが、チーム学校として、学校現場に入り込んでいただく必要がある。多忙化の中で一職員の能力や経験に頼っているため、学校間に差がある。

⑥ 校庭の芝生化

・県立学校の校庭等の芝生化の推進に取り組みます。 ・保育所、幼稚園、小中学校における芝生化に向けた取組を支援します。

<<平成 28 年度関連事業>> ※「区分」欄の番号は「鳥取県の『教育に関する大綱』（第二編『平成 28 年度重点取組施策』）」の項目

事業・取組名	担当課	区分	事業・取組内容
県立学校校庭芝生化推進事業費	教育環境課	重点	児童生徒の体力や競技力の向上、けがの防止などを図るため、校庭等の芝生化を推進する。
鳥取方式の芝生化促進事業	スポーツ課 (知事部局)	5-①	次世代を担う子どもたちの健全な心身の育成を図るため、芝生の上で自由に運動したり遊んだりすることができるよう、保育園、幼稚園の園庭、小学校校庭の芝生化の支援を進める。

<<平成 28 年度における取組の点検・評価>>

取組評価	A (予定以上)	B (予定どおり)	C (やや遅れ)	D (大幅遅れ)
評価理由				

<県立学校校庭芝生化推進事業費>

・芝生化実施後、各学校の利用形態に合った維持管理を学校、NPO、維持管理業者が連携を密にして実施することができた。

<鳥取方式の芝生化促進事業>

・保育所・幼稚園園庭芝生化促進事業により県内の幼稚園・保育所の園庭を芝生化した。

以上のことから、本施策項目の平成 28 年度の進捗状況は「B (予定どおり)」と判断する。

<Plan> 平成 28 年度の取組

<県立学校校庭芝生化推進事業費>

・芝生化を実施した各学校について維持管理を適正に実施。

<鳥取方式の芝生化促進事業>

・保育所・幼稚園の園庭、小学校の校庭芝生化促進事業により県内の幼稚園・保育所の園庭、小学校の校庭を芝生化した。

- ・「鳥取方式」による芝生化の動きを全国に広めるため、10月9日（日）にNPO グリーンスポーツ鳥取、（公社）鳥取青年会議所、鳥取県フライングディスク協会、（公財）鳥取市公園・スポーツ施設協会、鳥取市及び鳥取県等の関係機関（鳥取方式の芝生化全国サポートネットワーク）で連携し、第6回「鳥取方式」芝生化アカデミーを開催。
- ・久松公園、遷喬小学校、千代川河川敷、白兔保育園及びグリーンフィールドの芝生化を視察した後、鳥取大学広報センターで芝生化シンポジウムを開催。（同時開催の鳥取県フライングディスク協会主催イベント及び鳥取大学『風紋祭』実行委員会主催『風紋祭』にも参加）

**<Do> 成果**

**<県立学校校庭芝生化推進事業費>**

- ・県立学校 33 校（鳥取聾学校ひまわり分校含む）のうち、17 校で芝生化実施。

**<鳥取方式の芝生化促進事業>**

- 【保育園・幼稚園園庭芝生化促進事業】新たに3園（リトルエンゼル保育園、福米保育園、賀露保育園）の芝生化を実施。
- 【小学校校庭芝生化モデル事業】新たに1校（遷喬小学校）の芝生化を実施
- 【県民等への情報発信、普及啓発】全国から『鳥取方式の芝生化サポートネットワーク』の会員様はもちろん、地元で芝生化に携わっている方など、芝生化に熱意ある皆様総勢 80 名が参加。事例視察及びシンポジウムを通じて「鳥取方式の芝生化」について理解を深め、『芝生の魅力、芝生化に携わる方々の魅力』を感じてもらった。

**<Check> 課題**

**<県立学校校庭芝生化推進事業費>**

- ・今後の芝生化の推進について検討する必要がある。

**<鳥取方式の芝生化促進事業>**

- ・幼稚園・保育所の園庭芝生化については、平成 22 年度から 28 年度にかけて約 78 園を芝生化して大きく進んだが、今後は未実施の園に対して芝生化のメリットをどのように PR し、事業に取り組む園をどう掘り起こすかが課題。
- ・小学校校庭の芝生化については面積が広く、様々な利用者があるため、経費負担や関係者の調整などの問題から事業化が困難となっている。県補助事業により芝生化した学校の取組事例や各種助成制度を情報提供しながら実施主体の個別事情を考慮した支援を進める必要がある。

**<Action> 今後の取組**

**<県立学校校庭芝生化推進事業費>**

- ・芝生化が行われていない学校と意見交換していく。

**<鳥取方式の芝生化促進事業>**

- ・芝生化未実施の幼稚園・保育所及び小学校等へアンケート調査を実施し、新規箇所の掘り起こしを行う（8月と2月に実施済）。また、『実施希望なし』の箇所については、鳥取方式の芝生化全国サポートネットワークと連携し出前説明会等を実施することで、「鳥取方式の芝生化」について理解を深めてもらえるよう努める。

**① 環境教育の推進**

- ・太陽光発電設備など、児童生徒の環境教育に資する施設、設備の県立学校への導入について、随時検討します。

**<<平成 28 年度関連事業>>**

事業・取組名	担当課	区分	事業・取組内容
省エネルギー型設備導入事業費	教育環境課	重点	環境負荷の低減と管理経費の節減とともに環境教育のため、省エネルギー型設備の導入を図る。

**<<平成 28 年度における取組の点検・評価>>**

取組評価	A (予定以上)	B (予定どおり)	C (やや遅れ)	D (大幅遅れ)
評価理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県立学校に環境負荷の低減に対応した省エネルギー型設備（LED 等）を順次導入した。</li> <li>以上のことから、本施策項目の平成 28 年度の進捗状況は「B（予定どおり）」と判断する。</li> </ul>			
<b>&lt;Plan&gt; 平成 28 年度の取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県立学校事務室及び社会教育施設誘導灯の照明器具の LED 化を実施。</li> </ul>			
<b>&lt;Do&gt; 成果</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電力量の減少による環境負荷の低減につながるとともに、児童生徒が環境について関心を高めるきっかけとなっている。</li> </ul>			
<b>&lt;Check&gt; 課題</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電力をより多く使用している県立学校普通教室等について、省エネルギー型設備の導入に、引き続き取り組んでいく必要がある。</li> </ul>			
<b>&lt;Action&gt; 今後の取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 29 年度から県立学校普通教室等の LED 化を年次計画的に進めていく。</li> </ul>			

## (13) 安全、安心な教育環境の整備

### <数値目標と実績>

指 標	H24 実績	H25 実績	H26 実績	H27 実績	H28 実績	H30 目標値
4 公立学校の耐震化率の向上	—	(幼)100% (小中)81.9% (高)87.1% (特)100%	(幼)100% (小中)87.0% (高)92.7% (特)100%	(幼)100% (小中)91.7% (高)94.4% (特)100%	(幼)100% (小中)97.5% (高)98.1% (特)100%	100% 100% 100% 100%
5 「鳥取型防災教育の手引き」の活用率(小学校)	—	52.0%	51.5%	44.0%	57.0%	100%
6 不審者対応訓練(教職員対象)の実施率	(小)67.0% (中)11.0% (高)25.0% (特)89.0%	(小)66.0% (中)15.0% (高)21.0% (特)80.0%	(小)53.8% (中)62.3% (高)45.8% (特)70.0%	(小)86.0% (中)19.0% (高)8.0% (特)70.0%	(小)88.0% (中)17.0% (高)8.0% (特)70.0%	100% 85% 60% 100%
7 育英奨学資金の現年調定の返還率	高校 89.3% 大学 97.5%	89.7% 97.6%	88.4% 97.8%	90.4% 98.0%	H29.8 確定 H29.8 確定	90% 98%

### ① 県立学校の耐震化の推進

- ・県立学校の耐震化(非構造部材の耐震対策を含む。)について、平成29年度末までの完了を目指します。
- ・市町村立学校の耐震化(非構造部材の耐震対策を含む。)の早期完了に向けて、国に対し、地方公共団体の負担軽減のための支援策の充実、改善を働きかけます。

### <平成28年度関連事業>

事業・取組名	担当課	区分	事業・取組内容
県立学校耐震化推進事業費	教育環境課	重点	耐震強度が不足している県立学校の建物について、計画的に耐震改修を進めて、順次、実施設計及び改修工事を行うとともに、校舎棟(ホール等)の非構造部材についても耐震対策を行う。

### <平成28年度における取組の点検・評価>

取組評価	A(予定以上)	B(予定どおり)	C(やや遅れ)	D(大幅遅れ)
評価理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県立学校の耐震化は、計画どおり進捗。公立小中学校の耐震化は、20団体(米子市日吉津村中学校組合を含む)中18団体。</li> <li>・県立学校の非構造部材の耐震化に引続き取り組んだ。</li> </ul> 以上のことから、本施策項目の平成28年度の進捗状況は「B(予定どおり)」と判断する。			
<Plan> 平成28年度の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県立学校については、引き続き鳥取西、米子東の耐震化工事を実施。また、県立学校の校舎棟(ホール等)の非構造部材の耐震化に着手した。さらに、公立小中学校については、国の担当者による市町村向けの研修会などを実施し、非構造部材の耐震化への取り組みを促した。</li> </ul>			
<Do> 成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県立高校の耐震化については、計画どおり進捗し、非構造部材についても推進が着実に図られた。</li> <li>・公立小中学校の耐震化については、残り2団体となった。</li> </ul>			
<Check> 課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県立高校については、優先度の高い施設について早急に耐震化を完了させるとともに、その他の施設についても検討する必要がある。</li> <li>・公立小中学校については、残り2団体の耐震化の早期完了、非構造部材の耐震化への取り組みが必要である。</li> </ul>			
<Action> 今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県立高校については、計画どおり平成29年度末で校舎等の耐震化、優先度の高い施設の非構造部材対策を完了させるとともに、その他の施設についての取り組みについて検討していく。</li> <li>・公立小中学校については、国による支援策等を活用した取り組みについて、引き続き働きかける。</li> </ul>			

### ② 学校内外の安全確保

- ・地域との協働による学校づくりの観点から学校支援ボランティアによる子どもの見守り活動を推進します。・スマートフォンや携帯電話、ゲーム機等が児童生徒に与える諸問題に適切に対応するため、関係機関、団体等と連携し情報モラル等に関する教育啓発活動を実施します。【2-(7)に再掲】
- ・スマートフォンや携帯電話、インターネット等を用いたいじめや犯罪等に関わる児童生徒の減少を目指します。【2-(7)に再掲】
- ・地震や津波等の災害から児童生徒を守るために実践的な防災教育を推進します。
- ・自転車乗車中等の交通事故をなくすために交通安全教育の充実を図ります。
- ・不審者等の犯罪から児童生徒を守るため、学校、家庭、地域ぐるみの学校安全体制の整備を推進します。・関係機関と連携し、通学路の安全確保を図ります。

- ・県立学校の施設、設備の点検、修繕等を適時、適切に実施するとともに省エネ対策やバリアフリー化にも配慮しながら安心、安全な学校環境づくりを進めます
- ・薬物乱用を絶対にしない、許さない児童生徒を育成するための薬物乱用防止教育の充実を図ります。【再掲2-(9)】

＜平成28年度関連事業＞ ※「区分」欄の番号は「鳥取県の『教育に関する大綱』（第二編『平成28年度重点取組施策』）の項目

事業・取組名	担当課	区分	事業・取組内容
教育施設管理費	教育環境課		県立学校等の施設の維持及び老朽化の進行に伴い必要となる修繕を行い、教育施設としてふさわしい環境の整備を図る。
教育財産管理事業費	教育環境課		安心・安全な学校環境づくりを図るため、県立学校等の建築物の定期点検、学校警備及び自家用電気工作物や消防用設備等の保守点検業務の委託等を実施して、教育財産の適正な管理を行う。
学校支援ボランティア事業 (国補助事業及び県事業)	小中学校課	2-①	地域住民等の参画により、学校の教育活動を支援する仕組みをつくり、様々な学校支援活動を実施することに対して助成する。【再掲1(1)②】
教職員研修費(情報モラル研修等)	教育センター	1-⑦	初任者研修、5年目研修、10年経験者研修等においてICT活用教育や情報モラルに係る研修を実施する。【再掲2(7)②】
ICT活用教育推進事業	教育環境課 教育センター	重点 1-⑥	学校CIO研修や情報化推進リーダー研修を実施し、校内での「教育の情報化」における体制づくりを推進していく。また、産官学からなる、ICT活用教育推進協働コンソーシアムにより、鳥取県版の新しいソリューション開発や実現をめざす。【再掲3(12)⑤】
ケータイ・インターネット教育啓発推進事業	社会教育課	重点 3-⑤	保護者をはじめとする大人に対して、子どもと携帯電話やインターネットとのより良い接し方についての教育啓発を行う。【再掲1(1)⑩】
学校保健教育指導費	体育保健課		県立学校の児童生徒の健康の保持増進を図るため健康診断等を実施するとともに、学校管理下における児童生徒の災害に対する医療費等の災害共済給付金の支給を行う。
学校安全対策事業	体育保健課	重点 3-④	児童生徒が安全で安心して生活するために、学校の安全教育・安全管理及び学校・家庭・地域が連携した地域ぐるみの学校安全体制の充実を図る。

＜平成28年度における取組の点検・評価＞

上記事業のうち、「平成28年度アクションプラン重点事業」、「鳥取県の『教育に関する大綱』（第二編『平成29年度重点取組施策』）」に関連する主な事業」に指定された事業を主に評価を行った。

取組評価	A(予定以上)	B(予定どおり)	C(やや遅れ)	D(大幅遅れ)
------	---------	----------	---------	---------

評価理由

＜学校支援ボランティア事業(国補助事業及び県事業)＞

・補助事業を活用して約8割の小中学校で学校支援ボランティア活動が実施されるなど取組が定着している。また、研修会を通じてコーディネーター等のスキルアップを図るとともに「地域と学校の協働」に向けた取組の必要性について示すことができた。

＜教職員研修費(情報モラル研修等)＞

・専門研修や基本研修(各校種の初任者研修、5年目研修、10年経験者研修)で、タブレット端末を活用した授業づくり研修や情報モラル教育に関する研修を行い、基本的なICT活用の授業づくりや情報モラル教育に関する実践力を高めることができた。

＜ICT活用教育推進事業＞

・教育環境課：鳥取県ICT活用教育推進協働コンソーシアム会員により、小中高生を対象としたプログラミングコンテストの開催など、ICT活用人材の育成事業を実施。  
 ・教育センター：専門研修や基本研修(各校種の初任者研修、5年目研修、10年経験者研修)でタブレット端末を活用した授業づくり研修や情報モラル教育に関する研修を行い、基本的なICT活用の授業づくりや情報モラル教育に関する実践力を高めることができた。学校CIO研修(全校種全学校悉皆の集合研修1回)と情報化推進リーダー研修(全校種全学校悉皆の集合研修2回)を実施し、学校内での推進を進めることができた。

＜ケータイ・インターネット教育啓発推進事業＞

・県内すべての小中高校生、携帯電話事業者に対して、電子メディア利用に関する啓発を行うため、リーフレット(チラシ)を配布し、児童・生徒が保護者とともに適切な電子メディア機器等との接し方について考える契機とした。就学前保護者や乳幼児教育関係者等を対象とした「電子メディアとの付き合い方フォーラム」を開催し、乳幼児期における電子メディアとの関わり方について考える契機とした。講演後はワークショップを開催し、参加者自ら主体的に電子メディアとの接し方について考えることができた。ケータイ・インターネット教育推進員のスキルアップ研修会を実施し、その後のそれぞれの活動に活かしている。

＜学校安全対策事業＞

・災害安全、生活安全、交通安全の学校安全3領域の研修会や各種取組を計画的に実施し、児童生徒の学校内外における安全確保に努めるた。

以上のことから、本施策項目の平成28年度の進捗状況は「B(予定どおり)」と判断する。

＜Plan＞平成28年度の取組

＜学校支援ボランティア事業(国補助事業及び県事業)＞

・単県補助事業「地域で育む学校支援ボランティア事業費補助金」及び国庫補助事業「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金」を活用して、13市町1学校組合が学校支援ボランティア活動を実施。  
 ・「地域とともにある学校づくり」推進フォーラム及び学校支援ボランティア研修会(導入編、ステップアップ編)を開催。

＜教職員研修費(情報モラル研修等)＞

- ・専門研修や基本研修（各校種の初任者研修、5年目研修、10年経験者研修）で、タブレット端末を活用した授業づくり研修や情報モラル教育に関する研修を実施した。

#### <ICT活用教育推進事業>

【教育環境課】コンソーシアム幹事会を2回開催したほか、コンソーシアム会員による小中高生を対象としたプログラミングコンテスト、一日Rubyプログラミング体験教室などを実施。

【教育センター】専門研修や基本研修（各校種の初任者研修、5年目研修、10年経験者研修）で、タブレット端末を活用した授業づくり研修や情報モラル教育に関する研修を実施した。また、管理職対象の学校CIO研修と校内情報担当対象の情報化推進リーダー研修を学校全体で実施し、教育の情報化のための校内推進を図るための研修を実施した。

#### <ケータイ・インターネット教育啓発推進事業>

- ・県内すべての小中高校生、携帯電話事業者に対して、電子メディア利用に関する啓発を行うため、リーフレット（チラシ）を配布。高校生は今回新たに配布した。就学前保護者や乳幼児教育関係者等を対象とした「電子メディアとの付き合い方フォーラム」を開催した。ケータイ・インターネット教育推進員のスキルアップ研修会を実施した。PTAや地域等で開催される研修会、学習会等にケータイ・インターネット教育推進員を派遣した。情報モラル教育に精通したサポーターを学校に派遣した。教職員情報モラル教育研修会を開催した。県PTA協議会と連携し、「メディア21:00」運動を普及した。

#### <学校安全対策事業>

- ・6月27日に「学校における防災教育研修会」を実施し、学校における防災教育の取組について周知を行った。8月と1月の2回、「学校の安全教育推進委員会」を開催し、実践的防災教育の取組等について協議を行った。学校防災アドバイザーを学校に派遣し、実践的防災教育の推進に取り組んだ。県消防防災課、県治山砂防課、鳥取地方気象台等と連携し、「学校の防災教育への専門家派遣事業」を実施した。6月15日に「通学路安全対策担当者会」を開催し、通学路の安全点検に係る事項を協議した。地域ぐるみによる子どもたちの安全確保を行うため、「地域ぐるみの学校安全体制整備事業」を2町で展開した。

#### <Do> 成果

##### <学校支援ボランティア事業（国補助事業及び県事業）>

- ・県内の約8割の小中学校で単県補助事業もしくは国庫補助事業を活用して学校支援ボランティア活動を実施し、取組が定着している。
- ・登下校の見守りも多くの学校で実施されている。研修会等を通じてコーディネーター等のスキルアップを図るとともに、「地域と学校の協働」に向けた取組について考えていただく機会とすることができた。

##### <教職員研修費（情報モラル研修等）>

- ・学校に整備されているICT機器と同じ機器で研修を行い、実際の授業場面を想定して演習を行っているので、学校現場の実践につながっている。兵庫県立大学の竹内先生を講師とし、専門研修を2年間実施し、のべ64名の受講者があり、指導力向上を図ることができた。

##### <ICT活用教育推進事業>

- ・教育環境課：ICT活用人材の育成に資することができた。
- ・教育センター：学校に整備されているICT機器と同じ機器で研修を行い、実際の授業場面を想定して演習を行っているので、現場で実践につながっている。また、全校種全学校で、教育の情報化に向けた校内での推進のための実践を行ってもらうことができた。

##### <ケータイ・インターネット教育啓発推進事業>

- ・リーフレット（チラシ）の配布により、児童・生徒が保護者とともに適切な電子メディア機器等との接し方について考える契機とした。
- ・「電子メディアとの付き合い方フォーラム」を開催、乳幼児期における電子メディアとの関わり方について考える契機とした（参加者62名）
- ・ケータイ・インターネット教育推進員を派遣し適切な電子メディア機器等との関わり方について啓発（派遣件数104件うち親子学習29件）。
- ・情報教育サポーター派遣により、学校における情報モラル教育の充実と教員の指導力向上が図られつつある。（派遣件数24件）
- ・メディア21:00運動は多くの市町村、校長会等各種団体の賛同を得て、広く県内の取組となりつつある。
- ・教職員情報モラル教育研修会を開催し、教職員の情報モラルに関する授業の充実を目指した。（参加者43名）

##### <学校安全対策事業>

- ・教職員に対し、実践的避難訓練の重要性等について周知することができた。
- ・「鳥取県学校の安全教育推進委員会」を開催することにより、実践的防災教育の重要性について理解を深めることができた。
- ・学校に防災教育の専門家を派遣することにより、土砂災害や台風、地震や津波を中心とした防災教育の充実を図ることができた。
- ・関係課及び各市町村教育委員会と連携し、通学路の安全対策を進めることができた。
- ・「地域ぐるみの学校安全体制整備事業」を実施することにより、学校・家庭・地域が連携して子どもの安全確保を推進することができた。

#### <Check> 課題

##### <学校支援ボランティア事業（国補助事業及び県事業）>

- ・単県補助事業が平成31年度に廃止されることに伴い、これまでの取組が失速することがないよう、国庫補助事業へのスムーズな移行を支援する。「学校支援」から「地域と学校の協働」となる体制構築を目指し、今後も研修会等を通じ継続的に支援していくことが必要となる。

##### <教職員研修費（情報モラル研修等）>

- ・研修受講者以外の教員への啓発と指導力の向上が必要である。

##### <ICT活用教育推進事業>

- ・教育環境課：プログラミング体験教室について中部、西部にも広げていく必要がある。
- ・教育センター：研修受講者以外の教員への啓発と指導力の向上が必要である。また、校内での教育の情報化に向けた推進体制の構築と継続した推進に向けた取組が必要である。